

いちのみやの環境

2 0 2 5 年 版
(2 0 2 4 年度実績)

一 宮 市

一宮市の概況（2025 年 4 月 1 日現在）

- 1 位置 東経 136 度 48 分 11 秒 北緯 35 度 18 分 14 秒
- 2 面積 113.82 km²（東西 約 15.3km 南北 約 13.3km）
- 3 人口等 【人口】375,827（人）
【世帯数】169,726（世帯）
【人口密度】3,302（人／km²）

4 自然条件

一宮市は愛知県の北西部にあり、愛知、岐阜、三重の東海三県や、日本全体で見た場合、ほぼ中央に位置する。木曽川に沿って、市の北東から南西にかけて非常に緩やかに傾斜しており、山地や急傾斜地はない。気候は比較的温暖で、年平均気温は 17℃前後、年間降水量は約 1,500mm であり、外海からは 80 km ほど内地にあるため、夏はかなり蒸し暑くなる。冬は「伊吹おろし」と呼ばれる、冷たく乾いた季節風が吹き、雪が降ることもある。

目次

第1部 公害規制・監視

第1章 環境保全課の概要	3
1 環境保全課の組織及び人員	3
2 環境保全課の所掌事務	3
3 2024年度環境保全課の主な事業	4
4 公害規制・監視業務のあゆみ	6
第2章 公害対策組織	9
第3章 公害苦情の状況	11
1 公害苦情対応の件数	11
2 種類別の相談内訳	11
3 発生源・発生原因別相談件数	14
第4章 大気汚染	18
1 大気関係規制対象施設数	19
2 大気汚染の状況	20
（1）測定結果（大気常時監視）	21
（2）測定結果（有害大気汚染物質モニタリング）	28
第5章 水質汚濁	30
1 特定事業場の件数、届出状況及び指導状況	31
2 公共用水域の水質状況	32
（1）環境基準点及びその補助点の公共用水域の水質測定結果	32

(2) 市内主要 12 河川 23 地点における水質測定結果	37
3 地下水質測定	38
第 6 章 土壌汚染	40
1 届出の状況	41
2 土壌汚染の状況	42
第 7 章 騒音・振動	45
1 規制対象の事業場・工事	46
2 特定建設作業	47
3 道路の騒音・振動の状況	48
(1) 自動車騒音	48
(2) 道路交通振動	50
4 新幹線鉄道騒音	51
第 8 章 地盤沈下	53
第 9 章 悪臭	60
1 届出の状況	61
2 立入検査実施状況	61
第 10 章 ダイオキシン類	63
1 特措法に基づく届出・報告状況	63
2 ダイオキシン類の環境測定結果	66
第 11 章 公害防止管理者等	68
第 12 章 化学物質管理	71
第 13 章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸	74

第2部 資料

第1章 環境法の体系	77
第2章 一宮市の条例など	79
一宮市環境基本条例	79
一宮市公害対策協議会設置規程	87
一宮市公害対策会議要綱	90
一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例	93
第3章 環境基準・規制基準など	96
大気汚染の防止に関する達成目標値	96
水質汚濁の基準	97
土壌汚染の基準	103
騒音・振動の基準	107
地盤沈下（地下水揚水）の基準	121
悪臭の基準	122
公害防止管理者を選任しなければならない特定工場	123
第4章 用語集	127

<おことわり>

本文中の「県条例」は、「県民の生活環境の保全等に関する条例（2003年10月1日施行）」、その施行前は、「愛知県公害防止条例（1971年10月1日施行）」を示す。

第 1 部

公害規制・監視

第 1 章

環境保全課の概要

第1章 環境保全課の概要

「公害」は、環境基本法により、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」「悪臭」によって人の健康又は生活環境に被害が生ずることと定義されており、これら7種類の公害は、「典型7公害」と呼ばれている。

本市は、伝統ある「せんいのまち」として発展し栄えてきたが、産業の発展に伴い、公害問題が多く発生していた。これらの公害問題に対応するため、1970年9月、一宮市公害対策協議会が設置された。そして、1973年、公害関係の業務を行う課として公害対策課が企画課から分離独立して新設された。その後、数回の課の分離独立があり、2021年、中核市に移行する際に、環境保全課は公害規制・監視を担当する課として現在に至っている。

1 環境保全課の組織及び人員（2025年3月31日現在）

環境保全課 12名（事務職 5名 技術職 6名 再任用職員 1名）

課長 1名 ――― 専任課長 1名 ――― 公害規制・監視グループ 10名

2 環境保全課の所掌事務

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭による公害対策に関する事務
- (2) ダイオキシン類による環境汚染防止に関する事務
- (3) 化学物質の適正管理の促進に関する事務
- (4) 公害に係る苦情相談に関する事務
- (5) 公害防止の啓発に関する事務
- (6) 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸の衛生対策に関する事務
- (7) 不快害虫の発生抑制に関する事務

3 2024 年度環境保全課の主な業務

- 2024 年 4 月 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施
- 5 月 ダイオキシン類大気環境調査を実施
微小粒子状物質成分分析調査を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施
- 6 月 尾張西部 8 市町による主要河川水質一斉調査（灌漑期）を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施
- 7 月 キソガワフユユスリカ対策協議会を開催
有害大気汚染物質モニタリングを実施
ダイオキシン類大気環境調査を実施
微小粒子状物質成分分析調査を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
- 8 月 有害大気汚染物質モニタリングを実施
地下水質測定（メッシュ調査）を実施
ダイオキシン類地下水環境測定を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
- 9 月 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
ダイオキシン類（公共用水域水質・公共用水域底質・土壌）環境測定を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施

- 10 月 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施
ダイオキシン類大気環境調査を実施
微小粒子状物質成分分析調査を実施
一宮市公害対策協議会を開催
- 11 月 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
自動車騒音、道路交通振動調査を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施
一般社団法人愛知県環境測定分析協会と災害時漏えい・飛散した化学物質等の環境調査に関する訓練を実施
新幹線鉄道騒音調査を実施
- 12 月 自動車騒音、道路交通振動調査を実施
尾張西部 8 市町による主要河川水質一斉調査（非灌漑期）を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施
- 2025 年 1 月 自動車騒音、道路交通振動調査を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
ダイオキシン類大気環境調査を実施
微小粒子状物質成分分析調査を実施
- 2 月 有害大気汚染物質モニタリングを実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
- 3 月 有害大気汚染物質モニタリングを実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施

4 公害規制・監視業務のあゆみ

- 1970 年 09 月 一宮市公害対策協議会を設置尾張西部 8 市町による主要河川水質一斉調査（非灌漑期）を実施
- 1972 年 06 月 主要河川水質調査を開始
- 1973 年 04 月 【機構改革】市長公室企画課から市長公室公害交通課へ分離独立
西尾張地方公害対策連絡協議会を設立
- 1974 年 03 月 大気中の重金属測定を開始
- 1975 年 04 月 一宮市公害苦情相談員を設置
- 2002 年 04 月 特例市へ移行
【機構改革】市長公室公害交通課から環境部環境保全課へ分離独立
騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域及び区域の区分を指定
水質汚濁防止法に係る権限移譲
- 2003 年 02 月 土壌汚染対策法施行
- 2005 年 04 月 一宮市、尾西市、木曽川町と合併
- 2006 年 01 月 特定建設作業届出を電子申請「あいち電子申請・届出システム」により受付を開始
自動車騒音の状況の常時監視（自動車騒音面的評価）に係る権限移譲
- 2009 年 05 月 西尾張地方公害対策連絡協議会から尾張西部環境保全連絡協議会へ名称変更
- 2011 年 02 月 「一宮の公害の現況」から「いちのみやの環境」へ名称変更
- 2011 年 05 月 キソガワフユユスリカ対策協議会を設立
- 2012 年 02 月 キソガワフユユスリカシンポジウムを開催
- 2012 年 04 月 大気汚染防止法（一般粉じん）に係る権限移譲
- 2013 年 04 月 悪臭防止法に基づく規制方法を臭気指数規制に変更
専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸に係る権限移譲

- 2013 年 05 月 大気汚染（PM_{2.5}）「あんしん防災ネット」による緊急メール配信を開始
- 2014 年 10 月 キソガワフユスリカシンポジウムを開催
- 2021 年 04 月 中核市へ移行
- 【機構改革】環境保全課と清掃対策課から分離独立し、環境政策課が新設
- 大気汚染防止法に係る権限移譲
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に係る権限移譲
- ダイオキシン類対策特別措置法に係る権限移譲
- 一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例を施行
- 大気汚染常時監視を開始（大気中の重金属測定と降下ばいじん測定を廃止）
- 河川底質調査を廃止
- 2022 年 09 月 一般社団法人愛知県環境測定分析協会と災害時における化学物質等の調査に関する協定を締結
- 2025 年 03 月 公害規制に関する届出を電子申請「あいち電子申請・届出システム」により受付を開始

第 2 章

公害対策組織

第2章 公害対策組織

市民の健康と快適な生活環境を保全するため、1970年9月28日、一宮市公害対策協議会設置規定に基づき、一宮市公害対策協議会が設置された。この協議会是对策実績を基に協議し、毎年度開催している。

また、公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、具体的な対策を立案するために、1995年12月1日、一宮市公害対策会議要綱に基づき、一宮市公害対策会議が設置された。2024年度まで会議を開催した実績はない。一宮市の公害対策組織は図のとおりである。

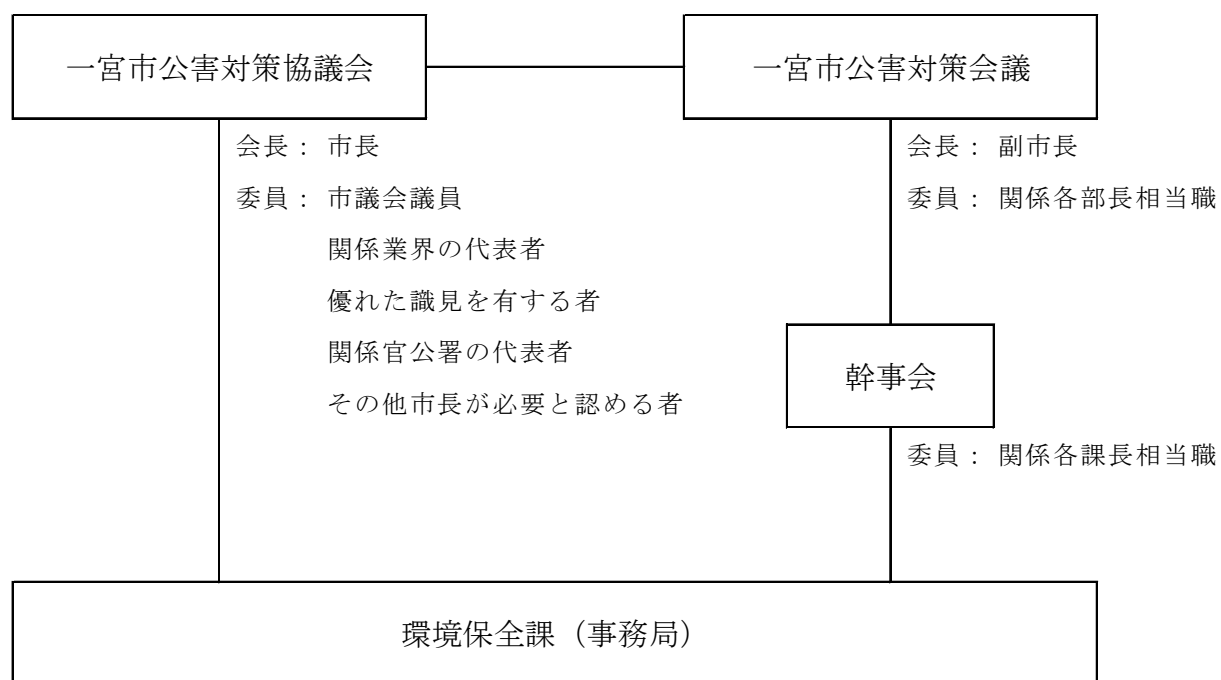


図 一宮市公害対策組織

第 3 章

公害苦情の状況

第3章 公害苦情の状況

市民から寄せられる公害苦情に関する相談は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する要望という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を含んでいる。

一宮市の環境保全課では、公害苦情の窓口として相談を受けた場合、状況に応じて現地確認や行政指導を行い、公害苦情の再発防止や解決を図っている。

1 公害苦情対応の件数

相談件数は373件で、前年度から37件（2024年度 410件）減少した。

2 種類別の相談内訳

典型7公害の相談件数219件のうち、土壌汚染と地盤沈下に対する苦情の相談は無く、工事や建設現場などの騒音苦情が71件と最も多かった。

また、典型7公害以外の相談件数は154件あった。そのうち雑草の繁茂による123件が最も多く、次に、側溝などから発生する不快害虫のユスリカ関係の相談が25件と続き、他には光害や鉄バクテリア等の分類不能なものが6件であった。種類別相談件数は表3-1のとおりである。

表 3-1 種類別の相談件数

種別	種類	件数	前年度比較増減
	合 計	373	-37
典型 7 公害	小 計	219	-6
	騒 音	71	-4
	悪 臭	57	-3
	大気汚染	54	0
	水質汚濁	24	6
	振 動	13	-5
	土壌汚染	0	0
	地盤沈下	0	0
その他	小 計	154	-31
	雑 草	123	-32
	ユスリカ	25	5
	分類不能	6	-4

月ごとの相談件数は、雑草が繁茂する５月から１０月にかけて多く、８月を除き４０件程の相談件数となった。それ以外の月は、２０件前後の相談件数と半数ほどであった。月別の相談件数は表３-２、図３-１のとおりである。

表 ３-２ 月別の相談件数

(件)

種類	合計	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
合計	373	30	42	43	41	29	41	42	24	27	19	19	16
騒 音	71	8	13	6	5	8	7	5	3	6	3	3	4
悪 臭	57	4	6	2	6	2	7	5	4	6	7	3	5
大気汚染	54	3	4	2	3	5	7	3	9	9	4	3	2
水質汚濁	24	3	4	2	1	0	1	4	2	2	2	1	2
振 動	13	1	1	2	0	0	1	2	1	2	1	1	1
雑草	123	5	12	23	25	13	15	22	4	2	1	1	0
ユスリカ	25	5	1	6	1	1	0	1	0	0	1	7	2
分類不能	6	1	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0

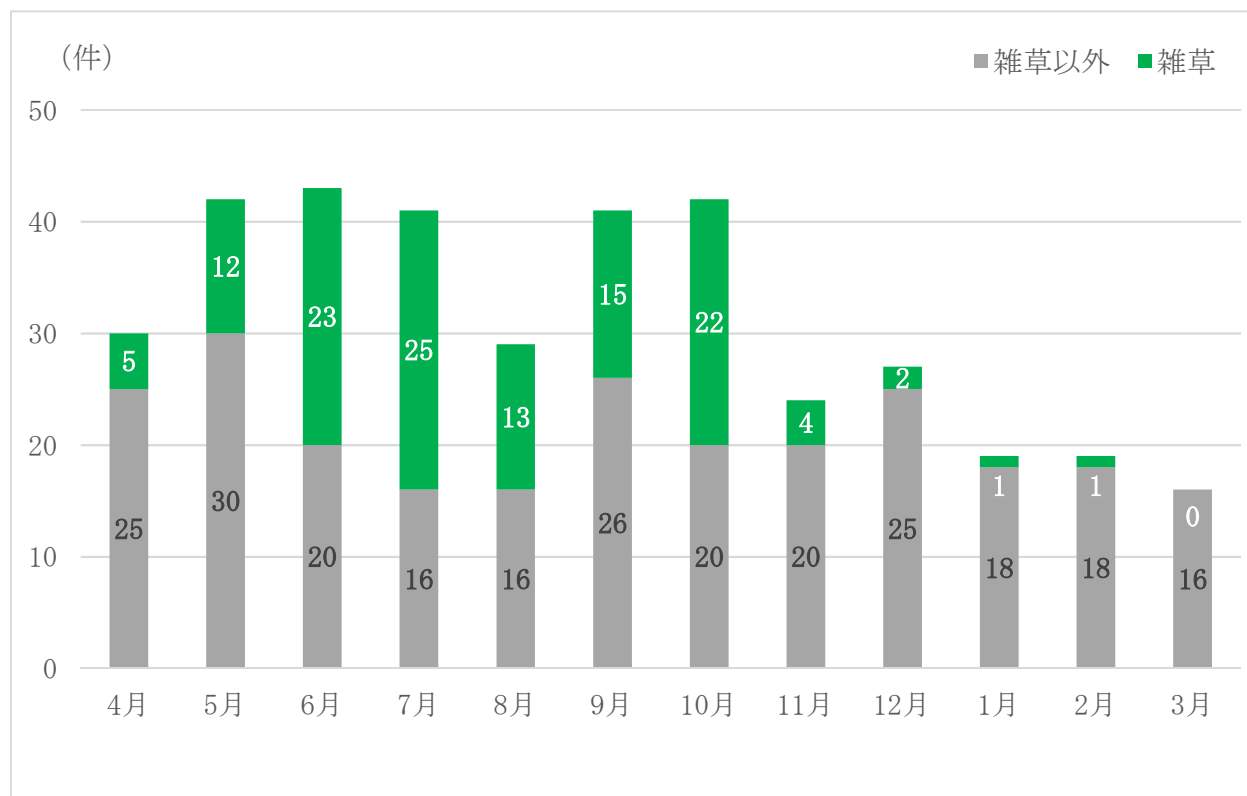


図 3-1 月ごとの苦情件数における雑草苦情の全体比

3 発生源・発生原因別相談件数

2024 年度の典型 7 公害の主な発生源について次に示す。

(1) 騒音について

2024 年度は、騒音に関する苦情が最も多く、その主な発生源は、「建設業」、「製造業」によるものが約 65%を占め、次にカラオケ、自動車、飲食店などとなる。また、その発生原因は「工事・建設作業」の重機の騒音、トラックから積み下ろしの作業音によるもの、工場などの産業用機械の作動音などが挙げられる。

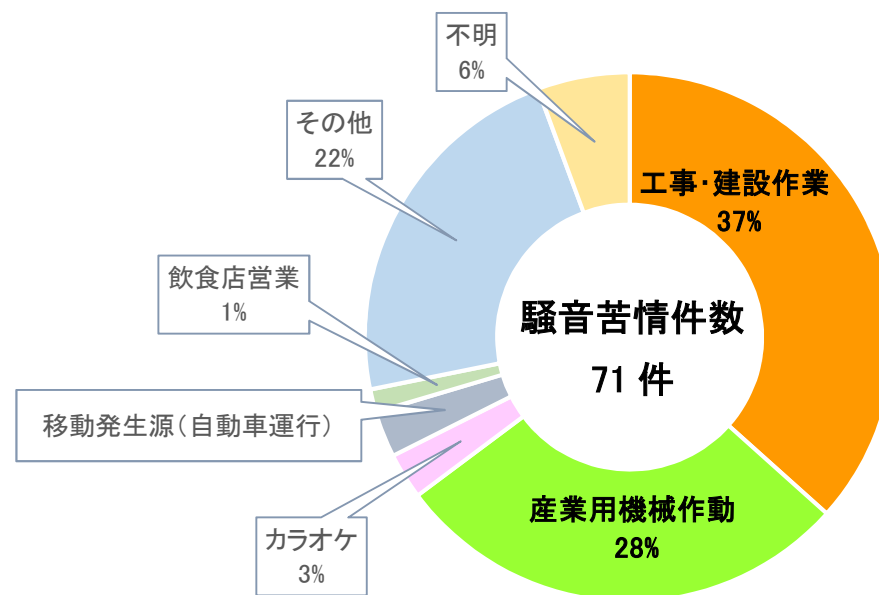


図 3-2 騒音の発生源別相談件数

（２）悪臭及び大気汚染について

野焼きとは、法令で定められた焼却施設を用いず、野外で廃棄物を焼却することが公害として定義されており、相談者の申立内容によって、煙や灰等に困っている場合は大気汚染、洗濯物等に臭いがつくことに困っている場合は悪臭に分類している。

その発生源は、個人の所有土地で草やゴミ等を燃やす行為が 38 件（大気汚染 20 件、悪臭 18 件）、工場・事業場で、廃材を燃やす等の行為が 10 件（大気汚染 8 件、悪臭 2 件）であった。また、発生源不明と分類しているものが 12 件（大気汚染 6 件、悪臭 6 件）であった。

それ以外では、大気汚染としては建設現場の粉じん、悪臭苦情では製造業などの工場内からの臭気漏れが多く、悪臭については原因不明であるものも少なくなかった。

（３）水質汚濁について

水質汚濁は、大半が交通事故や作業ミスなどによる漏油である。工場からの排水などに対する苦情相談などは見られない。水路内での死亡魚に関する通報もあるが、排水や毒物などによる影響ではなく、水路内の環境変化により酸素欠乏に陥ったものであった。

（４）振動苦情について

振動苦情については、解体作業などの重機使用時に発生するものが多く、次に、道路工事などで発生する段差を通過する車によるものが多かった。

典型 7 公害の発生源別の苦情件数は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 典型 7 公害の発生源別の苦情件数 (件)

区 分	合 計	建設業	製造業	運輸業	卸売業 小売業	不動産業	サービス業	教育 公務	その他の 産業	個人	不明
合計	219	55	20	11	2	3	18	6	4	47	53
騒 音	71	25	9	8	0	2	9	6	2	0	10
悪 臭	57	3	7	0	2	0	5	0	1	22	17
大気汚染	54	17	2	0	0	1	2	0	1	22	9
水質汚濁	24	0	2	3	0	0	2	0	0	3	14
振 動	13	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第4章

大気汚染

第4章 大気汚染

●法令の背景

1950年代後半に始まる高度経済成長に伴い、全国の工業都市を中心に深刻な大気汚染問題を引き起こした。その問題に対応するため、1962年「ばい煙の排出の規制に関する法律」が制定されたが、規制対象が限定的であり大気汚染問題の解決には至らなかった。そこで、1968年、より包括的に対処するため「大気汚染防止法」が制定された。この法律の制定により、工場や事業場から排出されるばい煙（硫黄酸化物や窒素酸化物等）の規制、自動車等の排出ガス規制が行われるようになった。その後も公害の状況にあわせ、アスベストの規制措置の強化や水銀及びVOCの排出規制の追加が行われている。

●光化学オキシダントの状況

自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やVOCが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生する。光化学オキシダントは環境基準が設けられているが、一宮市を含め全国的にすべての大気測定局で達成されておらず、2023年度の全国の測定局での環境基準達成率は0.1%未満であった。

一宮市の状況

一宮市では、2021年に愛知県から大気汚染防止法の権限の移譲を受け、規制を行う工場・事業場への定期的な立入調査を行っている。また、大気測定局では大気汚染物質の測定を行うことで環境基準等を満たしているかを監視している。この章では、次に示す2項目に分類して記載する。

I 大気関係規制対象施設数（表4-1）

II 大気汚染物質測定結果（表4-2～表4-10）

1 大気関係規制対象施設数

大気関係の規制対象となる事業場と施設の数 は表 4-1 のとおりである。いずれの施設数、事業場数においても前年度末と比べて大幅な増減はなかった。

表 4-1 大気関係規制対象事業場・施設数(2025年3月31日現在)

	施設の種類	事業場数	前年度比較増減	施設数	前年度比較増減
大気汚染防止法	合計	141	-8	320	-4
	ばい煙発生施設※	131	-6	305	-2
	一般粉じん発生施設	6	0	6	0
	揮発性有機化合物排出施設	3	0	6	0
	水銀排出施設	1	-2	3	-2
県条例	合計	113	-1	225	12
	ばい煙発生施設※	58	-1	108	3
	粉じん発生施設	24	0	56	9
	炭化水素発生施設	31	0	61	0

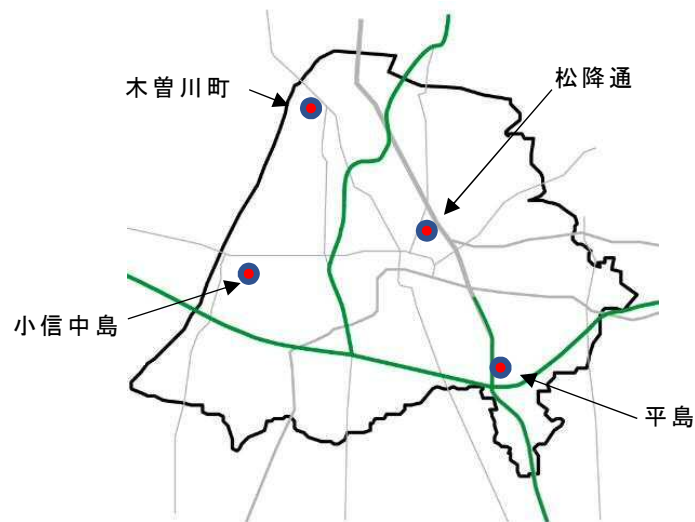
※ 大気汚染防止法及び県条例では、「ばい煙」を排出する施設のうち、種類ごとに一定規模以上のものが「ばい煙発生施設」として定められている。なお、県条例では大気汚染防止法では設定のない小規模施設に対しても基準が設けられている。

2 大気汚染の状況

一宮市は4局の大気測定局を設置している。松降通大気測定局、小信中島大気測定局、木曽川町大気測定局の3局は、生活空間の大気汚染を調べるため、平島大気測定局は自動車排出ガスの汚染を調べるために設置されている。各測定局では、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などの常時監視を行っている。

各測定局における測定項目は表4-2のとおりである。

表 4-2 大気測定局の位置と各局の測定項目一覧



測定項目	松降通	小信中島	木曽川町	平島
二酸化硫黄	○			
窒素酸化物	○	○	○	○
一酸化炭素				○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
光化学オキシダント	○	○	○	○
微小粒子状物質	○	○	○	○
炭化水素	○			
風向・風速	○	○	○	○

(1) 測定結果（大気常時監視）

ア 二酸化硫黄（SO₂）

測定結果を環境基準と比較して評価したところ、長期的評価、短期的評価ともに環境基準に適合していた。（表 4-3）

環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。

この環境基準は以下の長期低評価と短期的評価から適合状況を判断する。

長期的評価…年間にわたる 1 日平均値である測定値の、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外し、その中の最高値（下表では、2%除外値と表記した。）が 0.04 ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

短期的評価…1 日及び 1 時間を通した測定結果と環境基準（0.04 ppm 及び 0.1 ppm）を比較する。

表 4-3 二酸化硫黄(SO₂)環境基準適合状況

項目 測定局	長期的評価			短期的評価			年平均値 (参考)
	2%除外値	日平均値	判定	日平均値 最高値	1時間値 最高値	判定	
	0.04 ppm 以下	0.04 ppm 連続超過の有無		0.04 ppm 以下	0.1 ppm 以下		
松降通	0.002 ppm	無	適合	0.003 ppm	0.008 ppm	適合	0.001 ppm

イ 二酸化窒素（NO₂）

測定結果を環境基準と比較して評価したところ、全ての測定局で環境基準に適合していた。（表 4-4）

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までの範囲内又はそれ以下であること。

この環境基準は以下の長期低評価から適合状況を判断する。

長期的評価…年間にわたる 1日平均値である測定値の、低い方から98%に相当する値（下表では、98%最高値と表記した。）が 0.06 ppm 以下であること。

表 4-4 二酸化窒素(NO₂)環境基準適合状況

項目 測定局	長期的評価		年平均値 (参考)
	98%最高値	判定	
	0.06 ppm 以下		
松降通	0.016 ppm	適合	0.008 ppm
小信中島	0.014 ppm	適合	0.007 ppm
木曽川町	0.014 ppm	適合	0.007 ppm
平島	0.022 ppm	適合	0.012 ppm

ウ 一酸化炭素（CO）

測定結果を環境基準と比較して評価したところ、長期的評価、短期的評価ともに環境基準に適合していた。（表 4-5）

環境基準… 1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。

この環境基準は以下の長期低評価と短期的評価から適合状況を判断する。

長期的評価…年間にわたる 1 日平均値である測定値の、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外し、その中の最高値（下表では、2%除外値と表記した。）が 10 ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

短期的評価…1 日及び 1 時間（連続 8 時間分）を通した測定結果と環境基準（10 ppm 及び 20 ppm）を比較する。

表 4-5 一酸化炭素(CO)環境基準適合状況

	長期的評価			短期的評価			年平均値 (参考)
	2%除外値	日平均値	判定	日平均値の最高値	8時間平均値の最高値	判定	
	10 ppm 以下	10 ppm 連続超過の有無		10 ppm 以下	20 ppm 以下		
平島	0.4 ppm	無	適合	0.4 ppm	1.1 ppm	適合	0.2 ppm

エ 浮遊粒子状物質（SPM）

測定結果を環境基準と比較して評価したところ、全ての測定局において長期的評価、短期的評価ともに環境基準に適合していた。（表 4-6）

環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること。

この環境基準は以下の長期低評価と短期的評価から適合状況を判断する。

長期的評価…年間にわたる 1 日平均値である測定値の、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外し、その中の最高値（下表では、日平均値の 2%除外値と表記した。）が 0.10 mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

短期的評価…1 時間及び 1 日を通した測定結果と環境基準（0.20 mg/m³ 及び 0.10 mg/m³）を比較する。

表 4-6 浮遊粒子状物質(SPM)環境基準適合状況

項目 測定局	長期的評価			短期的評価			年平均値 (参考)
	2%除外値	日平均値	判定	日平均値の最高値	1時間値の最高値	判定	
	0.10 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 連続超過の有無		0.10 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下		
松降通	0.030 mg/m ³	無	適合	0.065 mg/m ³	0.112 mg/m ³	適合	0.013 mg/m ³
小信中島	0.026 mg/m ³	無	適合	0.055 mg/m ³	0.088 mg/m ³	適合	0.011 mg/m ³
木曽川町	0.031 mg/m ³	無	適合	0.059 mg/m ³	0.113 mg/m ³	適合	0.011 mg/m ³
平島	0.032 mg/m ³	無	適合	0.072 mg/m ³	0.132 mg/m ³	適合	0.014 mg/m ³

オ 光化学オキシダント (O_x)

測定結果を環境基準と比較して評価したところ、いずれの測定局も環境基準に適合していなかった。(表 4-7)

環境基準…1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。

この環境基準は以下の短期的評価から適合状況を判断する。

短期的評価…昼間 (5 時から 20 時まで) の 1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。

表 4-7 光化学オキシダント(O_x)環境基準適合状況

	短期的評価		昼間の年平均値 (参考)
	昼間の 1 時間値 最高値	判定	
	0.06 ppm 以下		
松降通	0.106 ppm	不適合	0.035 ppm
小信中島	0.103 ppm	不適合	0.037 ppm
木曽川町	0.101 ppm	不適合	0.036 ppm
平島	0.094 ppm	不適合	0.031 ppm

カ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定結果を長期基準と短期基準について評価したところ、全ての測定局において環境基準に適合していた。(表 4-8)

環境基準…1年平均値が 15 μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m³以下であること。

この環境基準は以下の長期低評価と短期的評価から適合状況を判断する。

長期基準…年平均値を 15 μg/m³と比較する。

短期基準…年間にわたる 1日平均値である測定値の、低い方から 98%に相当する値（下表では、98%最高値と表記した。）を 35 μg/m³と比較する。

表 4-8 微小粒子状物質(PM_{2.5})環境基準適合状況

項目 測定局	長期基準		短期基準	
	年平均値	判定	98%最高値	判定
	15 μg/m ³ 以下		35 μg/m ³ 以下	
松降通	8.2 μg/m ³	適合	21.0 μg/m ³	適合
小信中島	8.3 μg/m ³	適合	20.3 μg/m ³	適合
木曽川町	8.0 μg/m ³	適合	20.6 μg/m ³	適合
平島	8.8 μg/m ³	適合	21.7 μg/m ³	適合

キ 非メタン炭化水素（NMHC）

測定結果は表 4-9 のとおりである。

大気環境指針は「午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31 ppmC 以下」となっている。

表 4-9 非メタン炭化水素(NMHC)測定結果

	6～9 時における 年平均値	6～9 時 3 時間平均値が 0.20 ppmC を超えた日数	6～9 時 3 時間平均値が 0.31 ppmC を超えた日数	年平均値 (参考)
大気環境指針	0.20～0.31ppmC 以下			-
松降通	0.15 ppmC	60 日	18 日	0.12 ppmC

(2) 測定結果（有害大気汚染物質モニタリング）

松降通大気測定局及び平島大気測定局で毎月測定している。

測定結果は表 4-10 のとおりであり、すべて環境基準及び指針値に適合した。

表 4-10 有害大気汚染物質の測定結果

測定物質	測定地点	最大値	最小値	年平均値	適合状況	基準等
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.95	0.39	0.56	適合	3以下 (環境基準)
	平島	1.0	0.40	0.58	適合	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.56	0.02	0.22	適合	130以下 (環境基準)
	平島	0.43	0.016	0.18	適合	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.16	0.030	0.069	適合	200以下 (環境基準)
	平島	0.12	0.022	0.053	適合	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	1.8	0.38	1.1	適合	150以下 (環境基準)
	平島	2.3	0.37	1.3	適合	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.063	不検出	0.014	適合	2以下 (指針値)
	平島	0.071	不検出	0.016	適合	
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.30	不検出	0.031	適合	10以下 (指針値)
	平島	0.22	不検出	0.024	適合	
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.20	0.10	0.16	適合	18以下 (指針値)
	平島	0.21	0.10	0.16	適合	
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.21	0.079	0.12	適合	1.6以下 (指針値)
	平島	0.21	0.077	0.12	適合	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	2.0	1.4	1.7	適合	40以下 (指針値)
	平島	2.1	1.3	1.6	適合	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	松降通	2.6	0.49	1.4	適合	25以下 (指針値)
	平島	5.8	0.75	2.5	適合	

測定物質	測定地点	最大値	最小値	年平均値	適合状況	基準等
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	1.3	0.069	0.67	適合	6以下 (指針値)
	平島	1.4	0.16	0.74	適合	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.088	不検出	0.037	適合	2.5以下 (指針値)
	平島	0.13	0.024	0.047	適合	
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	17	3.0	10	適合	140以下 (指針値)
	平島	25	6.1	16	適合	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	1.6	0.90	1.2	適合	94以下 (指針値)
	平島	1.6	0.92	1.2	適合	
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	4.2	0.64	2.2	適合	120以下 (指針値)
	平島	3.6	0.69	2.1	適合	
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	6.5	0.73	3.2	—	—
	平島	10	0.73	4.3	—	
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.15	0.014	0.050	—	—
	平島	0.14	0.022	0.062	—	
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	4.7	0.55	2.4	—	—
	平島	5.8	0.71	2.4	—	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	0.011	0.0023	0.0059	—	—
	平島	0.015	0.0021	0.0084	—	
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	4.1	0.45	1.7	—	—
	平島	7.7	0.94	3.4	—	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	松降通	0.29	0.012	0.090	—	—
	平島	0.41	0.015	0.10	—	

注) 環境基準及び指針値は年平均値による

第 5 章

水質汚濁

第5章 水質汚濁

●法令の背景

1950年代後半に始まる高度経済成長に伴い、河川や海域における水質汚濁が急速に進行し深刻な公害問題を引き起こしていた。そこで、1967年に公害基本法、1970年のいわゆる公害国会では汚染防止を推進する法律が、翌年1971年には水質汚濁防止法が施行された。同法では、一定の要件を備える汚水等を排出する施設を「特定施設」と定め、特定施設を有する工場・事業場を「特定事業場」とし、特定事業場からの排出水に濃度規制が設けられた。加えて、1978年には伊勢湾などに水質総量規制制度が導入された。

●過去の日光川への汚水排水問題

一宮市をはじめとする尾州地方は、屈指の毛織物産地として発展してきた。その製品は多品種少量生産の先染め紳士婦人服地を主力とした。その中で、日光川の水質汚濁問題は明治後半年代から始まり、工場の染色排水や都市下水路が原因となる汚濁が加速度的に広がっていった。当時の工場排水は、紡績、糸染、織物染色整理、製紙工場と多岐にわたったこと、また、新鋭工場も続々と建設されていた状況であり、その汚水も脂肪含有固形分、繊維くずなどの物理的な汚れによる、河川への被害も甚だしいものがあった。

一宮市の状況

一宮市では、2002年に愛知県から水質汚濁防止法の権限の移譲を受け、特定事業場への定期的な立入調査を行っている。また、環境に対しては、公共用水域や地下水の水質測定を実施することで環境基準等を満たしているか確認している。

この章では、その内容について、次に示す3項目に分類して記載する。

I 特定事業場の件数、届出状況及び指導状況（表 5-1）

II 公共用水域の水質状況（表 5-2）

III 地下水質測定結果（表 5-3）

1 特定事業場の件数、届出状況及び指導状況

(1) 特定事業場の件数

水質汚濁防止法に係る特定事業場の数は表 5-1 のとおりであった。

合計 387 事業場のうち自動式車両洗淨施設の設置事業場が 111 件と最も多く、規制対象の特定事業場では、浄化槽の設置事業場(501 人槽以上の浄化槽及び 201 人槽以上 500 人槽以下の浄化槽のうち排水量が 50 m³以上のもの)が 28 件で最も多くなった。

表 5-1 排水量別の特定事業場数(2025 年 3 月 31 日現在)

(件)

業種・施設等		合計	畜房	食料品等 製造業	繊維 工業	印刷	合成樹脂製造業	窯業	金属 機械	表面処理 鋼材	旅館	飲食店等	洗濯業	写真 現像業	病院
排水量別 事業場数	合計	387	3	23	34	2	1	3	7	7	12	16	46	2	1
	50m ³ 未満	338	3	17	31	2	1	3	7	7	6	9	46	2	1
	50m ³ 以上400m ³ 未満	43	0	4	3	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0
	400m ³ 以上	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

業種・施設等		地方 卸売業	自動車分解 整備事業	車両 洗淨	科学 研究	ごみ 処理	産廃 処理	TCE又はPCE による洗淨施設(※)	浄化槽 (501人以上)	下水道	浄化槽 (201人以上500人以下)
排水量別 事業場数	合計	1	3	111	8	1	2	2	19	2	81
	50m ³ 未満	0	3	111	8	1	1	2	5	0	72
	50m ³ 以上400m ³ 未満	1	0	0	0	0	1	0	13	0	9
	400m ³ 以上	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0

(※) TCEはトリクロロエチレン、PCEはテトラクロロエチレン

(2) 届出状況

特定施設に係る届出の状況は、設置が 24 件、施設の構造等の変更が 12 件、廃止が 32 件であった。新たに特定施設が設置された特定事業場は 7 件で、廃業等により特定施設が全て廃止された特定事業場は 13 件であった。

（３）指導状況

特定事業場への立入調査は 183 件に行い、特定施設や代表者の変更等の未届に対する行政指導を 40 件行った。
また、排出水水質検査を 48 件に行い、水質検査結果が基準値を超過した 3 件に対し、行政指導を行った。

2 公共用水域の水質状況

水質汚濁防止法による水質汚濁状況の監視のため、日光川（環境基準Ⅱ類型・水質環境基準生物Ⅱ類型適用）と地下水の水質測定を行った。

また、市内の水質汚濁状況を確認するため、五条川等主要河川の水質測定を実施した。ただし、この中には環境基準が設定されていない河川も含まれている。

（１）環境基準点及びその補助点の公共用水域の水質測定結果

日光川では、環境基準点の北今橋（萩原町）とその補助点の板倉橋（三条）で毎月水質測定を実施した。測定結果は表 5-2 のとおりであり、生活環境項目、健康項目のいずれも環境基準に適合した。日光川における水質は、近年安定して環境基準を満たしている。

表 5-2-1 北今橋の測定結果(1/2)

地点			環境基準値	日光川・北今橋（萩原）			
項目		単位		最大値	最小値	平均値	測定回数
健	カドミウム	mg/L	0.003 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	4 回
	全シアン	mg/L	検出されないこと	< 0.1	< 0.1	< 0.1	4 回
	鉛	mg/L	0.01 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	4 回
	六価クロム	mg/L	0.02 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	4 回
	砒素	mg/L	0.01 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	2 回
	総水銀	mg/L	0.0005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	4 回
康	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	4 回
	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	4 回
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	4 回
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	4 回
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	4 回
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	4 回
項	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	4 回
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	4 回
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	4 回
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	4 回
	チウラム	mg/L	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	4 回
	シマジン	mg/L	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	4 回
目	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	4 回
	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	4 回
	セレン	mg/L	0.01 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	4 回
	硝酸・亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	1.20	0.47	0.84	2 回
	ふっ素	mg/L	0.8 以下	0.17	0.12	0.15	2 回
	ほう素	mg/L	1 以下	0.03	< 0.02	0.03	2 回
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	-	-	< 0.005	1 回

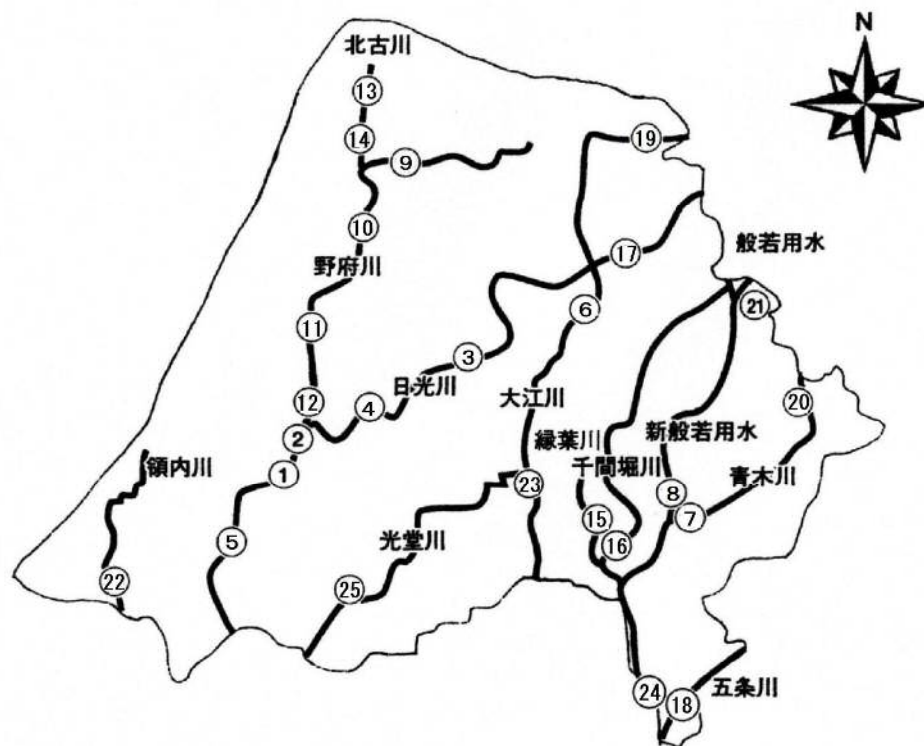
表 5-2-1 北今橋の測定結果(2/2)

地点			環境基準値・指針値	日光川・北今橋（萩原）			
項目		単位		最大値	最小値	平均値	測定回数
生活環境項目	pH	－	6.0 以上 8.5 以下	7.2	6.9	7.1	12 回
	BOD	mg/L	8 以下	8.8	1.2	2.9	12 回
	COD	mg/L	－	10	3.7	6.4	12 回
	SS	mg/L	100 以下	9	3	6	12 回
	DO	mg/L	2 以上	8.7	6.1	7.0	12 回
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	－	< 0.5	< 0.5	< 0.5	2 回
	全窒素	mg/L	－	4.4	0.9	2.1	12 回
	全燐	mg/L	－	0.41	0.10	0.25	12 回
	全亜鉛	mg/L	0.03 以下	0.020	0.005	0.013	12 回
	ノニルフェノール	mg/L	0.002 以下	< 0.00006	< 0.00006	< 0.00006	12 回
	LAS	mg/L	0.05 以下	0.032	0.0022	0.011	12 回
要監視項目	ホルムアルデヒド	mg/L	1 以下	－	－	< 0.003	1 回
	クロロホルム	mg/L	0.06 以下	－	－	< 0.0006	1 回
	PFOS及びPFOA	mg/L	(合計値で) 0.000050 以下	－	－	0.000034	1 回
	PFOS	mg/L	－	－	－	0.000010	1 回
	PFOS（直鎖体）	mg/L	－	－	－	0.000005	1 回
	PFOA	mg/L	－	－	－	0.000024	1 回
	PFOA（直鎖体）	mg/L	－	－	－	0.000022	1 回
その他項目	フェノール類	mg/L	－	< 0.01	< 0.01	< 0.01	2 回
	銅	mg/L	－	< 0.01	< 0.01	< 0.01	4 回
	電気伝導率	mS/m	－	63	11	34	12 回
	塩化物イオン	mg/L	－	36	4	16	12 回
	陰イオン界面活性剤	mg/L	－	0.15	0.04	0.08	6 回
	流量	m ³ /s	－	8.6	1.2	3.9	12 回
	透視度	度	－	> 100	52	77	12 回

表 5-2-2 水濁法(公共用水域水質測定計画)に基づく板倉橋の測定結果

地点			環境基準値	日光川・板倉橋（三条）			
項目		単位		最大値	最小値	平均値	測定回数
健康項目	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	2 回
	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	< 0.0002	< 0.002	< 0.002	2 回
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	2 回
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	2 回
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	2 回
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	2 回
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	2 回
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	2 回
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	2 回
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	2 回
	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	2 回
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	-	-	< 0.005	1 回
生活環境項目	pH	-	6.0 以上8.5 以下	7.2	6.8	7.0	12 回
	BOD	mg/L	8 以下	3.2	0.7	1.6	12 回
	COD	mg/L	-	5.1	2.8	3.6	12 回
	SS	mg/L	100 以下	10	3	7	12 回
	DO	mg/L	2 以上	9.0	4.9	7.1	12 回
その他項目	電気伝導率	mS/m	-	26	9.3	16	12 回
	流量	m ³ /s	-	7.4	0.89	3.9	12 回
	透視度	度	-	> 100	60	84	12 回

水質測定地点を図に示す。



①	北今橋（日光川）	⑭	頼朝橋（北古川）
②	板倉橋（日光川）	⑮	小縁葉橋（縁葉川）
③	日光橋（日光川）	⑯	外崎橋（千間堀川）
④	大和橋（日光川）	⑰	田待橋（日光川）
⑤	萩原橋（日光川）	⑱	五六橋（五条川）
⑥	天王橋（大江川）	⑲	瑞穂橋（大江川）
⑦	吉根橋（青木川）	⑳	五千橋（青木川）
⑧	吉島橋（新般若用水）	㉑	牛洗橋（般若用水）
⑨	文化橋（野府川）	㉒	上須橋（領内川）
⑩	川田橋（野府川）	㉓	森本大橋（大江川）
⑪	内沼橋（野府川）	㉔	行人橋（青木川）
⑫	江向橋（野府川）	㉕	高木橋（光堂川）
⑬	オリザ下橋（北古川）		

図 水質測定地点

(2) 市内主要 12 河川 23 地点における水質測定結果

尾張西部地域の主要河川における水質の状況を確認するため、6 月（かんがい期）及び 12 月（非かんがい期）に関係 8 市町で同日に水質調査を実施した。表 5-3 のとおりの結果が得られた。

表 5-3 主要河川 23 地点の測定結果の年平均値

項目	河川	日光川			大江川	青木川	新般若用水	野府川	
	地点	日光橋（宮西）	大和橋（神山）	萩原橋（萩原）	天王橋（西成）	吉根橋（丹陽）	吉島橋（丹陽）	文化橋（木曽川）	川田橋（木曽川）
pH	(一)	7.1	7.1	7.2	7.7	7.6	8.1	7.4	7.3
BOD	(mg/L)	2.1	1.5	4.2	3.0	1.1	2.0	1.9	56
COD	(mg/L)	3.3	2.6	5.4	4.8	3.4	5.8	4.1	26
SS	(mg/L)	8	7	7	6	6	8	6	12
DO	(mg/L)	7.5	7.0	6.8	16	13	18	8.1	5.8

項目	河川	野府川		北古川		緑葉川	千間堀川	日光川	五条川
	地点	内沼橋（開明）	江向橋（三条）	オリザ下橋（北方）	頼朝橋（木曽川）	小緑葉橋（丹陽）	外崎橋（丹陽）	田待橋（浅井）	五六橋（丹陽）
pH	(一)	7.3	7.2	7.5	6.5	7.7	7.6	7.3	7.1
BOD	(mg/L)	4.3	2.5	3.3	29	1.3	2.8	3.0	1.6
COD	(mg/L)	5.8	4.1	4.5	25	3.0	5.7	6.0	4.8
SS	(mg/L)	7	8	9	14	4	9	4	11
DO	(mg/L)	6.3	6.0	6.8	6.0	12	9.8	7.8	8.5

項目	河川	大江川	青木川	般若用水	領内川	大江川	青木川	光堂川
	地点	瑞穂橋（浅井）	五千橋（千秋）	牛洗橋（西成）	上須橋（上祖父江）	森本大橋（丹陽）	行人橋（丹陽）	高木橋（萩原）
pH	(一)	8.2	8.0	8.5	7.0	9.0	7.3	7.1
BOD	(mg/L)	6.8	1.7	3.5	2.4	2.8	3.4	1.8
COD	(mg/L)	13	3.9	10	5.8	5.4	5.1	4.5
SS	(mg/L)	3	2	7	15	9	8	13
DO	(mg/L)	9.8	13	12	4.5	20	8.2	7.4

3 地下水質測定

地下水が汚染されていないか確認するため、奥町字六丁山地内において地下水質測定を実施した。測定結果は表 5-4 のとおりであり、いずれの項目も環境基準に適合した。

表 5-4 地下水質測定結果(メッシュ調査)

設置場所	奥町	気温	34.5 °C
使用用途	工業用水	水温	17.8 °C
不圧／被圧帯水層の別	不明	外観	無色
採水年月日	2024年8月8日	臭気	無臭

項目	環境基準値	測定結果	項目	環境基準値	測定結果
カドミウム (mg/L)	0.003 以下	< 0.0005	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 以下	< 0.001
全シアン	検出されないこと	未検出	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 以下	< 0.0005
鉛 (mg/L)	0.01 以下	< 0.005	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002 以下	< 0.0002
六価クロム (mg/L)	0.02 以下	< 0.01	チウラム (mg/L)	0.006 以下	< 0.0006
砒素 (mg/L)	0.01 以下	< 0.005	シマジン (mg/L)	0.003 以下	< 0.0003
総水銀 (mg/L)	0.0005 以下	< 0.0005	チオベンカルブ (mg/L)	0.02 以下	< 0.002
P C B	検出されないこと	未検出	ベンゼン (mg/L)	0.01 以下	< 0.001
ジクロロメタン (mg/L)	0.02 以下	< 0.002	セレン (mg/L)	0.01 以下	< 0.002
四塩化炭素 (mg/L)	0.002 以下	< 0.0002	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10 以下	0.73
クロロエチレン (mg/L)	0.002 以下	< 0.0002	ふっ素 (mg/L)	0.8 以下	0.08
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004 以下	< 0.0004	ほう素 (mg/L)	1 以下	< 0.02
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	< 0.01	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 以下	< 0.005
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04 以下	< 0.004	pH	(-)	7.7
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1 以下	< 0.0005	電気伝導率 (mS/m)	-	23
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006 以下	< 0.0006			

第 6 章

土壤污染

第 6 章 土壌汚染

●法令の背景

1990 年代後半、企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属や揮発性有機化合物等が検出されるケースが相次ぎ、健康被害や土地利用への不安が社会問題となった。こうした中、2002 年に「土壌汚染対策法」が制定され、特定有害物質による土壌の汚染状況の把握や汚染が判明した土地に対し区域を指定する仕組みが導入された。

一宮市の状況

一宮市では、土壌汚染対策法（以下、「法」という。）や県条例に基づき、土壌汚染状況の把握や汚染された土地の適切な管理や除去などの指導を行っている。

この章では、以下の 2 項目に分類して記述する。

I 法・県条例に基づく届出件数（表 6-1～表 6-2）

II 市内の土壌汚染状況（表 6-3～表 6-5）

1 届出の状況

法と県条例に基づく届出の状況は、それぞれ表 6-1 及び表 6-2 のとおりである。

表 6-1 法関係の届出状況(2025 年 3 月 31 日現在)

項 目	件数
法第 3 条第 1 項（有害物質使用廃止による土壌調査）	
特定有害物質使用の廃止	8
土壌汚染状況調査の結果報告	1
土壌汚染状況調査の調査実施中	0
法第 3 条第 1 項ただし書き（土壌調査猶予）	
土壌汚染状況調査の調査猶予	7
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	2
土壌汚染状況調査の調査猶予の手続中	0
法第 4 条（一定規模(3,000 m ² 以上)の形質変更の報告）	
一定の規模以上の土地の形質の変更	25
土壌汚染状況調査の調査命令	0
土壌汚染状況調査の結果報告	0
法第 5 条（土壌調査の命令）	
土壌汚染状況調査の調査命令	0
法第 6 条（要措置区域(健康被害のおそれあり)の指定）	
要措置区域の指定	0
要措置区域の指定解除	0
法第 11 条（形質変更時要措置区域(健康被害のおそれなし)の指定）	
形質変更時要届出区域の指定	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0

表 6-2 県条例関係の届出状況(2025 年 3 月 31 日現在)

項 目	件数
県条例第 39 条（特定有害物質等使用廃止に伴う土壌調査）	
土壌汚染等調査の結果報告	2
県条例第 39 条の 2（過去の特定有害物質等取扱状況の報告）	
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	23
土壌汚染等調査の結果報告	0
県条例第 40 条（汚染拡散の応急措置に係る報告）	
汚染拡散防止の応急措置等	0
県条例第 45 条（自主調査の結果報告）	
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	0

2 土壌汚染の状況

法に基づく土壌調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染が確認された土地は、その土壌汚染による健康被害のおそれの有無に応じて、それぞれ要措置区域と形質変更時要届出区域のいずれかに指定される。一宮市内における土地の区域指定はすべて解除されており、2025年3月31日現在で区域指定がされている土地はない。

なお、区域指定が解除された土地は、表 6-3、表 6-4 及び表 6-5 のとおりである。

表 6-3 要措置区域：指定解除(2025年3月31日現在)

	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積(㎡)	指定に係る特定有害物質の種類
解除済	要措置区域	2010年12月17日	要－1	一宮市小信中島字川東3番の一部	2013年6月14日	900	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)
		2012年7月13日	要－2	一宮市奥町字大切前12番の一部及び15番2の一部	2012年8月14日	300	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2018年8月13日	要－6	一宮市松降一丁目11番5の一部	2018年11月2日	41.65	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2017年12月4日	要－4	一宮市今伊勢町本神戸字河原2番1の一部(一部解除)	2019年1月31日	425.8	ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
		2018年7月17日	要－5	一宮市奥町字風田4番の一部、8番2の一部	2019年9月9日	100	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部(一部解除)	2021年1月8日	863.22	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2017年12月4日	要－4	一宮市今伊勢町本神戸字河原2番1の一部(全部解除)	2021年1月8日	200	トリクロロエチレン (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部(一部解除)	2021年2月9日	1994.89	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部(一部解除)	2021年3月2日	44.92	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2021年2月22日	要－7	一宮市萩原町萩原字松山531番1の一部	2021年5月31日	200	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番3の一部(全部解除)	2022年12月21日	38.18	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2023年1月4日	要－8	一宮市八幡四丁目1番36の一部、1番37の一部	2023年11月28日	4830.792	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)

表 6-4 形質変更時要届出区域:指定解除(2025年3月31日現在)

	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積(m ²)	指定に係る特定有害物質の種類
解除済	形質変更時要届出区域	2010年12月17日	形一1	一宮市小信中島字南九反18番の一部、22番の一部、 一宮市小信中島字御社来8番の一部、9番の一部、10番の一部、 11番の一部、12番の一部及び13番の一部	2013年7月29日	834.55	砒素及びその化合物(含有量基準) 鉛及びその化合物(溶出量基準)
		2010年12月17日	形一2	一宮市木曽川町玉ノ井字吉原西1番の一部	2013年7月29日	800	ふっ素及びその化合物(溶出量基準)

表 6-5 土対法改正前指定区域:指定解除(2025年3月31日現在)

	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積(m ²)	指定に係る特定有害物質の種類
解除済	指定区域 (2002年法施行当時の指定区分)	2006年3月16日	指一1	一宮市貴船一丁目9番3号の一部、同4号の一部	2006年4月14日	100	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2009年5月20日	指一2	一宮市今伊勢町本神戸字高野池43番2の一部、 43番3の一部、43番4の一部	2014年6月23日	158.85	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)

第 7 章

騒音・振動

第 7 章 騒音・振動

●法令の背景

高度経済成長期の日本では、都市部を中心に工場や建設工事が急増し、それに伴って騒音や振動による生活環境の悪化が深刻な社会問題となった。このような背景を受け、1970 年に工場、事業場及び建設作業に伴う騒音を規制する「騒音規制法」が制定された。さらに、騒音と同様に生活環境に影響を及ぼす振動についても、1976 年に「振動規制法」が制定された。

●近年の動き

2022 年の法改正により、引き起こす振動レベルが十分に小さい圧縮機を低振動型圧縮機として型式指定をし、振動規制法における規制対象外とした。近年の技術の進歩により、周辺環境に配慮した製品が普及している背景を踏まえ、より現実に対応した規制運用が進んでいる。

一宮市の状況

一宮市では、騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づき、必要に応じて事業場や工事現場への立入・指導等を実施している。また、自動車や新幹線に係る騒音についても毎年測定を実施している。

この章では、以下の 4 項目に分類して記述する。

- I 騒音・振動事業場件数（表 7-1～表 7-3）
- II 特定建設作業実施届出書の届出件数
- III 自動車騒音及び道路交通振動調査結果（表 7-4～表 7-6）
- IV 新幹線鉄道騒音測定結果（表 7-7）

1 規制対象の事業場・工事

特定施設等

騒音規制法と振動規制法では、特に大きな騒音・振動が発生する産業機械（以下、「特定施設」という。）が設置されている工場と事業場（以下、「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動が規制の対象となっている。

さらに、県条例では規制対象となる施設の範囲を広げる横出しや、条件を厳しくする上乗せの規制をしている。

騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる特定工場等数は、それぞれ表 7-1 及び表 7-2 のとおりであり、県条例の規制対象となる工場の数は表 7-3 のとおりである。

表 7-1 騒音規制法対象特定工場等数(2025年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減
合計	1,946	-293
金属加工機械	126	-1
空気圧縮機等	271	-3
土石用破砕機等	5	0
織機※	1,453	-289
建設用資材製造機械	1	0
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	29	0
抄紙機	0	0
印刷機械	26	0
合成樹脂用射出成形機	35	0
鋳造型機	0	0

表 7-2 振動規制法対象特定工場等数(2025年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減
合計	1,896	-291
金属加工機械	110	0
圧縮機	174	-1
土石用破砕機等	4	0
織機※	1,556	-290
コンクリートブロックマシン等	1	0
木材加工機械	1	0
印刷機械	10	0
ロール機	1	0
合成樹脂用射出成形機	39	0
鋳造型機	0	0

※織機施設は、工場への立入調査によって廃止確認したものを含む

※織機施設は、工場への立入調査によって廃止確認したものを含む

表 7-3 県条例対象工場(2025年3月31日現在)

騒音			振動		
施設名	規制対象工場数	前年度比較増減	施設名	規制対象工場数	前年度比較増減
合計	619	1	合計	711	2
金属加工機械	37	-1	金属加工機械	17	0
空気圧縮機等	504	3	圧縮機等	568	4
土石用破碎機等	0	0	土石用破碎機等	0	0
織機	4	0	織機	9	0
建設用資材製造機械	0	0	コンクリートブロックマシン等	0	0
穀物用製粉機	0	0	木材加工機械	0	0
木材加工機械	3	0	印刷機械	0	0
抄紙機	0	0	ロール機	0	0
印刷機械	0	0	合成樹脂用射出成形機	2	0
合成樹脂用射出成形機	2	0	鋳型造形機	0	0
鋳型造形機	0	0	穀物用製粉機	0	0
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	41	0	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	47	0
送風機及び排風機	26	-1	送風機及び排風機	68	-2
走行クレーン	2	0			
洗びん機	0	0			
真空ポンプ	0	0			

2 特定建設作業

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下、「特定建設作業」という。）は、騒音規制法、振動規制法及び県条例によって規制されており、基準を守る必要があるほかに、日曜日と祝日には作業自体が禁止されている。

2024年度の特定建設作業に係る届出件数は2,191件であった。

3 道路の騒音・振動の状況

(1) 自動車騒音(面的評価・要請限度)

ア 面的評価

自動車騒音の状況を把握するため、道路から一定の範囲にある住居などの立地状況を考慮し、環境基準が守られている戸数とその割合を全体的に評価する方法を「面的評価」と言う。調査結果は、環境省へ報告を行っている。調査結果は表7-4のとおりである。

表 7-4 自動車騒音調査結果(環境基準)

No.	道路名	調査地点	評価区間			調査期間	調査地点の 環境基準 (dB)		騒音レベル LAeq (dB)		環境基準達成戸数			調 査 区 間 内 全 戸 数	環境基準達成率 (%)		
			起点	終点	延長 (Km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
合 計					19.6	—	—				2,552	2,534	2,534	2,596	98.31	97.61	97.61
1	一般国道22号	高畑町2丁目	常願通	中島通	0.8	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	66	63	136	136	136	136	100	100	100
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	丹陽町五日市場	丹陽町九日市場	2.2	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	73	70	89	71	71	133	66.92	53.38	53.38
3	一般国道155号	柚木嵐	千秋町加茂	柚木嵐	2.0	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	63	60	109	109	109	109	100	100	100
4	県道大垣一宮線	東出町	籠屋3丁目	音羽3丁目	2.4	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	67	64	291	291	291	291	100	100	100
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	公園通	大和町於保	3.4	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	65	59	918	918	918	918	100	100	100
6	県道萩原三条北方線	光明寺	大毛	光明寺	1.3	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	59	53	25	25	25	25	100	100	100
7	県道江南木曽川線	浅井町大日比野	瀬部	大毛	3.5	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	66	61	436	436	436	436	100	100	100
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	大和町妙興寺	千秋町浅野羽根	4.0	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	67	61	548	548	548	548	100	100	100

イ 要請限度

自動車騒音が環境省令で定める要請限度を超えていることで、道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は都道府県の公安委員会に対して、道路交通法による対応をするよう要請できると定められている。

幹線道路沿いの8地点で自動車騒音を測定し、調査結果は表 7-5 のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

表 7-5 自動車騒音調査結果(要請限度)

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	66	適
						夜	70	63	適
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	準工業	6	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	73	適
						夜	70	70	適
3	一般国道155号	柚木風	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	63	適
						夜	70	60	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	67	適
						夜	70	65	適
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	65	適
						夜	70	59	適
6	県道萩原三条北方線	光明寺	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	60	適
						夜	70	53	適
7	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	66	適
						夜	70	61	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	67	適
						夜	70	61	適

(2) 道路交通振動（要請限度）

道路交通振動が環境省令で定める要請限度を超えていることにより道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は道路の管理者に対して道路の舗装、修繕などの対応を、都道府県の公安委員会に対しては道路交通法による対応を要請できると定められている。

幹線道路沿いの8地点で道路交通振動を測定し、調査結果は表 7-6 のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

表 7-6 道路交通振動調査結果(要請限度)

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		振動レベル (L10) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	2024. 11. 20 ～ 11. 21	昼	70	48	適
						夜	65	43	適
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	準工業	6	2025. 1. 23 ～ 1. 24	昼	70	46	適
						夜	65	44	適
3	一般国道155号	柚木夙	市街化調整	2	2024. 12. 3 ～ 12. 4	昼	70	40	適
						夜	65	35	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	2025. 1. 9 ～ 1. 10	昼	70	43	適
						夜	65	42	適
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	市街化調整	2	2024. 12. 11 ～ 12. 12	昼	70	39	適
						夜	65	35	適
6	県道萩原三条北方線	光明寺	市街化調整	2	2024. 12. 25 ～ 12. 26	昼	70	45	適
						夜	65	42	適
7	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	市街化調整	2	2024. 12. 18 ～ 12. 19	昼	70	34	適
						夜	65	31	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	2024. 11. 27 ～ 11. 28	昼	65	47	適
						夜	60	40	適

4 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道の沿線の騒音は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められている。環境基準の達成状況を調査するため、8地点（1つの調査場所ごとに、線路から25mの地点と50mの地点）で新幹線鉄道騒音を測定した。

その結果は表 7-7 のとおりであり、25m地点では2地点で環境基準を超えたが、50m地点ではすべて環境基準以内であった。

表 7-7 新幹線鉄道騒音調査結果

No.	調査日	調査場所	用途地域 (類型)	軌道構造	環境基準 (dB)	調査結果 (dB)	
						25m	50m
1	2024. 11. 19	萩原町築込字野中	市街化調整 (I)	盛土	70 以下	72	70
2	2024. 11. 19	萩原町戸苅字杉林	市街化調整 (I)	高架	70 以下	69	69
3	2024. 11. 20	明地字寺浦	市街化調整 (I)	高架	70 以下	71	66
4	2024. 11. 20	祐久字屋敷裏	市街化調整 (I)	高架	70 以下	70	69

第 7 章 騒音・振動

●法令の背景

高度経済成長期の日本では、都市部を中心に工場や建設工事が急増し、それに伴って騒音や振動による生活環境の悪化が深刻な社会問題となった。このような背景を受け、1970 年に工場、事業場及び建設作業に伴う騒音を規制する「騒音規制法」が制定された。さらに、騒音と同様に生活環境に影響を及ぼす振動についても、1976 年に「振動規制法」が制定された。

●近年の動き

2022 年の法改正により、引き起こす振動レベルが十分に小さい圧縮機を低振動型圧縮機として型式指定をし、振動規制法における規制対象外とした。近年の技術の進歩により、周辺環境に配慮した製品が普及している背景を踏まえ、より現実に対応した規制運用が進んでいる。

一宮市の状況

一宮市では、騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づき、必要に応じて事業場や工事現場への立入・指導等を実施している。また、自動車や新幹線に係る騒音についても毎年測定を実施している。

この章では、以下の 4 項目に分類して記述する。

- I 騒音・振動事業場件数（表 7-1～表 7-3）
- II 特定建設作業実施届出書の届出件数
- III 自動車騒音及び道路交通振動調査結果（表 7-4～表 7-6）
- IV 新幹線鉄道騒音測定結果（表 7-7）

1 規制対象の事業場・工事

特定施設等

騒音規制法と振動規制法では、特に大きな騒音・振動が発生する産業機械（以下、「特定施設」という。）が設置されている工場と事業場（以下、「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動が規制の対象となっている。

さらに、県条例では規制対象となる施設の範囲を広げる横出しや、条件を厳しくする上乗せの規制をしている。

騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる特定工場等数は、それぞれ表 7-1 及び表 7-2 のとおりであり、県条例の規制対象となる工場の数は表 7-3 のとおりである。

表 7-1 騒音規制法対象特定工場等数(2025年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減
合計	1,946	-293
金属加工機械	126	-1
空気圧縮機等	271	-3
土石用破砕機等	5	0
織機※	1,453	-289
建設用資材製造機械	1	0
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	29	0
抄紙機	0	0
印刷機械	26	0
合成樹脂用射出成形機	35	0
鋳造型機	0	0

表 7-2 振動規制法対象特定工場等数(2025年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減
合計	1,896	-291
金属加工機械	110	0
圧縮機	174	-1
土石用破砕機等	4	0
織機※	1,556	-290
コンクリートブロックマシン等	1	0
木材加工機械	1	0
印刷機械	10	0
ロール機	1	0
合成樹脂用射出成形機	39	0
鋳造型機	0	0

※織機施設は、工場への立入調査によって廃止確認したものを含む

※織機施設は、工場への立入調査によって廃止確認したものを含む

表 7-3 県条例対象工場(2025年3月31日現在)

騒音			振動		
施設名	規制対象工場数	前年度比較増減	施設名	規制対象工場数	前年度比較増減
合計	619	1	合計	711	2
金属加工機械	37	-1	金属加工機械	17	0
空気圧縮機等	504	3	圧縮機等	568	4
土石用破碎機等	0	0	土石用破碎機等	0	0
織機	4	0	織機	9	0
建設用資材製造機械	0	0	コンクリートブロックマシン等	0	0
穀物用製粉機	0	0	木材加工機械	0	0
木材加工機械	3	0	印刷機械	0	0
抄紙機	0	0	ロール機	0	0
印刷機械	0	0	合成樹脂用射出成形機	2	0
合成樹脂用射出成形機	2	0	鋳型造形機	0	0
鋳型造形機	0	0	穀物用製粉機	0	0
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	41	0	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	47	0
送風機及び排風機	26	-1	送風機及び排風機	68	-2
走行クレーン	2	0			
洗びん機	0	0			
真空ポンプ	0	0			

2 特定建設作業

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下、「特定建設作業」という。）は、騒音規制法、振動規制法及び県条例によって規制されており、基準を守る必要があるほかに、日曜日と祝日には作業自体が禁止されている。

2024年度の特定建設作業に係る届出件数は2,191件であった。

3 道路の騒音・振動の状況

(1) 自動車騒音(面的評価・要請限度)

ア 面的評価

自動車騒音の状況を把握するため、道路から一定の範囲にある住居などの立地状況を考慮し、環境基準が守られている戸数とその割合を全体的に評価する方法を「面的評価」と言う。調査結果は、環境省へ報告を行っている。調査結果は表7-4のとおりである。

表 7-4 自動車騒音調査結果(環境基準)

No.	道路名	調査地点	評価区間			調査期間	調査地点の 環境基準 (dB)		騒音レベル Laeq (dB)		環境基準達成戸数			調 査 区間内 全戸数	環境基準達成率 (%)		
			起点	終点	延長 (Km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
合 計					19.6	—	—				2,552	2,534	2,534	2,596	98.31	97.61	97.61
1	一般国道22号	高畑町2丁目	常願通	中島通	0.8	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	66	63	136	136	136	136	100	100	100
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	丹陽町五日市場	丹陽町九日市場	2.2	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	73	70	89	71	71	133	66.92	53.38	53.38
3	一般国道155号	柚木嵐	千秋町加茂	柚木嵐	2.0	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	63	60	109	109	109	109	100	100	100
4	県道大垣一宮線	東出町	籠屋3丁目	音羽3丁目	2.4	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	67	64	291	291	291	291	100	100	100
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	公園通	大和町於保	3.4	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	65	59	918	918	918	918	100	100	100
6	県道萩原三条北方線	光明寺	大毛	光明寺	1.3	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	59	53	25	25	25	25	100	100	100
7	県道江南木曽川線	浅井町大日比野	瀬部	大毛	3.5	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	66	61	436	436	436	436	100	100	100
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	大和町妙興寺	千秋町浅野羽根	4.0	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	67	61	548	548	548	548	100	100	100

イ 要請限度

自動車騒音が環境省令で定める要請限度を超えていることで、道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は都道府県の公安委員会に対して、道路交通法による対応をするよう要請できると定められている。

幹線道路沿いの8地点で自動車騒音を測定し、調査結果は表 7-5 のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

表 7-5 自動車騒音調査結果(要請限度)

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		騒音レベル (LAeq) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	66	適
						夜	70	63	適
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	準工業	6	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	73	適
						夜	70	70	適
3	一般国道155号	柚木夙	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	63	適
						夜	70	60	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	67	適
						夜	70	65	適
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	65	適
						夜	70	59	適
6	県道萩原三条北方線	光明寺	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	60	適
						夜	70	53	適
7	県道江南木曽川線	浅井町大日比野	市街化調整	2	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	66	適
						夜	70	61	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	2025. 3. 24 ~ 3. 27	昼	75	67	適
						夜	70	61	適

(2) 道路交通振動（要請限度）

道路交通振動が環境省令で定める要請限度を超えていることにより道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は道路の管理者に対して道路の舗装、修繕などの対応を、都道府県の公安委員会に対しては道路交通法による対応を要請できると定められている。

幹線道路沿いの8地点で道路交通振動を測定し、調査結果は表 7-6 のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

表 7-6 道路交通振動調査結果(要請限度)

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		振動レベル (L10) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	2024. 11. 20 ～ 11. 21	昼	70	48	適
						夜	65	43	適
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	準工業	6	2025. 1. 23 ～ 1. 24	昼	70	46	適
						夜	65	44	適
3	一般国道155号	柚木夙	市街化調整	2	2024. 12. 3 ～ 12. 4	昼	70	40	適
						夜	65	35	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	2025. 1. 9 ～ 1. 10	昼	70	43	適
						夜	65	42	適
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	市街化調整	2	2024. 12. 11 ～ 12. 12	昼	70	39	適
						夜	65	35	適
6	県道萩原三条北方線	光明寺	市街化調整	2	2024. 12. 25 ～ 12. 26	昼	70	45	適
						夜	65	42	適
7	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	市街化調整	2	2024. 12. 18 ～ 12. 19	昼	70	34	適
						夜	65	31	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	2024. 11. 27 ～ 11. 28	昼	65	47	適
						夜	60	40	適

4 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道の沿線の騒音は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められている。環境基準の達成状況を調査するため、8地点（1つの調査場所ごとに、線路から25mの地点と50mの地点）で新幹線鉄道騒音を測定した。

その結果は表 7-7 のとおりであり、25m地点では2地点で環境基準を超えたが、50m地点ではすべて環境基準以内であった。

表 7-7 新幹線鉄道騒音調査結果

No.	調査日	調査場所	用途地域 (類型)	軌道構造	環境基準 (dB)	調査結果 (dB)	
						25m	50m
1	2024. 11. 19	萩原町築込字野中	市街化調整 (I)	盛土	70 以下	72	70
2	2024. 11. 19	萩原町戸苅字杉林	市街化調整 (I)	高架	70 以下	69	69
3	2024. 11. 20	明地字寺浦	市街化調整 (I)	高架	70 以下	71	66
4	2024. 11. 20	祐久字屋敷裏	市街化調整 (I)	高架	70 以下	70	69

第 8 章

地盤沈下

第 8 章 地盤沈下

●地盤沈下の概要

地盤沈下とは、地表面が徐々に下がっていく現象のことであり、範囲が非常に広く、進行が人体に感知できない程度であることが特徴であり、主な発生原因については、地下水の過剰な汲み上げとされている。地盤沈下は、たとえ地下水の汲み上げを止めたとしても、ほとんど元に戻ることはない。また、地下水は帯水層でつながっているため、ある場所で地下水を汲み上げると、その地域だけでなく広い地域にわたって地盤沈下が起きる。

かつては、地盤沈下により、多くの地域で建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設に被害が生じていたが、一宮市を含め県内の地盤沈下は、地下水揚水量の減少に伴い、おおむね沈静化の傾向にある。

●地盤沈下対策

地盤沈下の防止対策には、工業用水法と県条例による法令の規制があり、地下水揚水規制及び水量測定器設置と揚水量報告を義務づけている。愛知県では、監視・防止対策・防災対策を講じることにより、地盤沈下対策と安定的な地下水利用の両立を図っている。

一宮市の状況

地盤沈下を予測するためには広域的に地下水位や現状の地盤沈下量を把握する必要があることから、県内の地盤沈下に関しては名古屋市、岡崎市、豊橋市を除き愛知県が規制及び管理を行っている。一宮市には、愛知県所有の地盤沈下観測所として、一宮地盤沈下観測所（千秋町浮野字西望戸地内）、尾西地盤沈下観測所（三条字芦山地内）、木曽川地盤沈下観測所（木曽川町里小牧地内）が設置されている。各観測所では地盤沈下予測のため地下水位を常時測定しているが、尾西地盤沈下観測所では、地下水位だけでなく地盤の沈下量を併せて測定している。また、市内 14 水準点でも地下水位の測定を行っている。そこで、次に示す 2 項目について記載する。

I 地下水位測定結果（表 8-1）

II 地盤沈下の状況（表 8-2）

1 地下水位測定結果

地下水位の測定結果は表 8-1 のとおりである。なお、地下水位（静水位）は、管頭下の値（井戸の天端から水面までの深さ）を示す。

表 8-1 地下水位測定結果(1/2)

観測点名	ストレーナー※1 位置(m)	地下水位(静水位) [単位:m]													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	変動幅
一宮地盤沈下観測所	176 ～ 196	4.97	5.04	5.07	4.83	4.97	—※2	—	—	5.14	5.23	5.46	5.53	5.14	0.70
	76 ～ 96	4.92	4.99	5.06	4.84	4.96	—	—	—	5.10	5.19	5.41	5.47	5.10	0.63
	28 ～ 38	2.75	2.68	2.67	2.37	2.66	—	—	—	3.20	3.30	3.43	3.45	2.95	1.08
尾西地盤沈下観測所	184 ～ 194	3.41	3.46	3.58	3.30	3.49	3.37	3.35	3.39	3.50	3.53	3.72	3.75	3.49	0.45
	135 ～ 155	4.01	4.19	4.52	3.72	4.03	3.87	3.99	4.04	3.94	4.18	4.17	4.23	4.07	0.80
	28 ～ 38	4.11	4.08	4.03	3.69	4.28	3.89	4.20	4.31	4.50	4.61	4.72	4.67	4.26	1.03
木曽川地盤沈下観測所	125 ～ 147	3.87	4.04	4.50	3.65	4.14	3.97	3.78	3.97	3.97	4.14	4.16	4.10	4.02	0.85
	78 ～ 88	3.90	4.05	4.44	3.69	4.16	4.02	3.80	3.98	4.00	4.15	4.16	4.09	4.04	0.75
千秋北部水源地	29 ～ 45 51 ～ 62	3.50	3.55	3.95	3.46	3.57	3.20	3.48	3.44	3.66	3.89	4.13	4.18	3.67	0.98
尾関水源所	72 ～ 84 110 ～ 126	6.04	6.16	6.02	5.79	6.08	5.82	5.80	5.67	5.95	6.28	6.51	6.83	6.08	1.16
極楽寺水源所3号	114 ～ 126 147 ～ 153	7.00	7.26	7.17	6.94	7.11	6.98	7.00	6.95	6.71	6.94	6.44	7.16	6.97	0.82
葉栗南部水源地	55 ～ 69 78 ～ 83	3.07	3.10	3.03	2.99	3.00	2.80	2.86	2.88	3.27	3.57	3.82	3.97	3.20	1.17

※1 井戸側管についている孔のある管のことをいう。

※2 機器故障により欠測。

表 8-1 地下水位測定結果(2/2)

観測点名	ストレーナー 位 置(m)	地下水位(静水位) [単位:m]													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	変動幅
佐千原浄水場1号	41 ~ 47 56 ~ 67	5.14	5.03	4.95	4.83	5.03	4.70	4.92	4.80	5.17	5.22	5.70	5.81	5.11	1.11
西部水源地	186 ~ 192 213 ~ 259	7.11	7.41	7.35	7.28	7.45	7.20	7.16	6.94	7.18	7.23	7.47	7.52	7.28	0.58
大和南部水源地	83 ~ 91 122 ~ 130	3.15	3.21	3.27	3.22	3.26	3.10	3.20	3.19	3.26	3.33	3.48	3.53	3.27	0.43
丹陽西部水源地	111 ~ 126	4.29	4.31	4.33	4.30	4.42	4.09	4.28	4.22	4.35	4.43	4.58	4.66	20.66	0.57
浅井南部水源地	58 ~ 85	3.28	3.32	3.21	2.93	3.10	2.85	3.03	3.09	3.39	3.74	3.99	4.18	13.08	1.33
萩原西部水源地	147 ~ 161 187 ~ 195 206 ~ 230	2.90	2.72	2.88	2.79	2.65	2.60	2.57	2.68	2.91	2.86	3.03	2.80	2.78	0.46
開明水源地	137 ~ 154	2.04	2.07	2.21	2.00	1.93	1.98	1.66	1.69	1.87	1.88	2.11	2.18	22.47	0.55
起水源地	140 ~ 146 162 ~ 178	2.05	2.10	2.47	2.31	2.33	2.19	2.03	1.93	2.09	2.17	2.34	2.37	2.20	0.54
西御堂水源地	145 ~ 154 182 ~ 189	2.78	2.42	2.49	2.47	2.61	2.46	2.45	2.39	2.48	2.70	2.85	2.99	2.59	0.60
葉栗北部水源地	40 ~ 48 57 ~ 68	2.99	3.05	3.12	2.88	3.07	2.87	2.87	2.94	3.19	3.45	3.61	3.67	3.14	0.80

2 地盤沈下の状況

地盤沈下の状況は表 8-2 のとおりである。

表 8-2 一宮市の地盤沈下状況(1/3)

No.	管 理 機 関	所 在 地	累積開始年	2023年標高 (m)	2024年標高 (m)	2024年変動量 (cm)	2024年までの累積 (cm)
1	愛知県	中島通5丁目86-1地先	1963年	9.6142	9.6112	-0.30	-6.06
2	愛知県	島村字岩畑55-1地先	1963年	11.1092	11.1075	-0.17	-7.00
3	愛知県	今伊勢町馬寄字六地藏46-1	1971年	8.1579	8.1576	-0.03	-6.65
4	愛知県	木曽川町黒田九ノ通り51	1971年	8.8869	8.8843	-0.26	-10.19
5	愛知県	浅井町東浅井	1971年	11.8007	11.7971	-0.36	-6.68
6	愛知県	千秋町町屋字端畑	1971年	11.6623	11.6615	-0.08	-4.57
7	愛知県	萩原町萩原字河原崎1544	1971年	4.7310	4.7339	0.29	-9.12
8	愛知県	木曽川町玉ノ井字寺東27-1	1971年	7.4735	7.4722	-0.13	-12.15
9	愛知県	大和町荻安賀字川田46-2	1971年	5.9915	5.9928	0.13	-9.86
10	愛知県	木曽川町玉ノ井字穴太郎	1972年	7.5548	7.5538	-0.10	-10.57
11	愛知県	小信中島字南平口96-2	1972年	6.0837	6.0831	-0.06	-8.07
12	愛知県	三条字宮西12-1	1972年	5.2577	5.2575	-0.02	-6.69
13	愛知県	西萩原字中道26	1972年	5.6839	5.6837	-0.02	-6.65
14	愛知県	明地字江端23	1972年	4.0715	4.0739	0.24	-3.99
15	愛知県	上祖父江字道福辺30-1	1972年	4.0273	4.0283	0.10	-6.17

表 8-2 一宮市の地盤沈下状況(2/3)

No.	管 理 機 関	所 在 地	累積開始年	2023年標高 (m)	2024年標高 (m)	2024年変動量 (cm)	2024年までの累積 (cm)
16	愛知県	花池2丁目9番	1972年	7.1776	7.1780	0.04	0.00
17	愛知県	大和町南高井字宮腰751	1972年	4.4801	4.4788	-0.13	-8.38
18	愛知県	春明字裏山15	1975年	12.9342	12.9305	-0.37	-3.72
19	愛知県	三条字芦山10-1	1978年	5.5440	5.5437	-0.03	-9.33
20	愛知県	木曽川町里小牧字北青木25	1979年	8.2494	8.2487	-0.07	-7.08
21	愛知県	木曽川町里小牧字新田207	1976年	9.0615	9.0602	-0.13	-12.49
22	愛知県	浅井町黒岩字石刀塚46地先	1987年	16.5441	16.5431	-0.10	-3.29
23	愛知県	木曽川町外割田字西郷東63	1976年	7.5404	7.5398	-0.06	-5.69
24	国土地理院	牛野通3丁目25-2	1961年	7.9477	7.9465	-0.12	-17.36
25	国土地理院	本町1丁目3番	1961年	8.6802	8.6797	-0.05	-3.74
26	国土地理院	今伊勢町新神戸字新開915	1963年	8.0215	8.0208	-0.07	-8.32
27	国土地理院	木曽川町黒田四ノ通り65地先	1963年	7.7586	7.7588	0.02	-8.83
28	国土地理院	木曽川町黒田字西針口北切10	1963年	9.4054	9.4042	-0.12	-18.80
29	国土地理院	北方町北方字倉骨16地先	1963年	15.9741	15.9727	-0.14	-18.12
30	国土地理院	開明字東沼48-1	1963年	5.8389	5.8382	-0.07	-16.94

表 8-2 一宮市の地盤沈下状況(3/3)

No.	管 理 機 関	所 在 地	累積開始年	2023年標高 (m)	2024年標高 (m)	2024年変動量 (cm)	2024年までの累積 (cm)
31	国土地理院	三条字古川44-1	1963年	5.3790	5.3791	5.38	-20.67
32	国土地理院	千秋町加納馬場字清水17地先	1971年	13.2934	13.2913	-0.21	-4.17
33	国土地理院	春明字河戸	1971年	13.7450	13.7399	-0.51	-20.19
34	国土地理院	大和町苅安賀2224	1972年	5.7855	5.7866	0.11	-6.52
35	国土地理院	小信中島字郷南3121-1	1972年	5.8415	5.8409	-0.06	-6.43
36	中部地方整備局	東加賀井字江西	1973年	12.4120	12.4089	-0.31	-17.55
37	中部地方整備局	祐久字東川田	1973年	8.5438	8.5435	-0.03	-7.22
38	中部地方整備局	富田字砂入	1973年	15.1047	15.1048	0.01	-7.91
39	中部地方整備局	富田字上町	1973年	13.9367	13.9357	-0.10	-13.56
40	中部地方整備局	光明寺字石原	1973年	16.4146	16.4128	-0.18	-9.42
41	中部地方整備局	浅井町極楽寺	1973年	17.0475	17.0480	0.05	-8.91
42	中部地方整備局	浅井町極楽寺	1973年	19.1302	19.1303	0.01	-9.08
43	中部地方整備局	浅井町大野	1973年	19.1031	19.1032	0.01	-8.16

(東海三県地盤沈下調査会 提供)

第 9 章

悪臭

第9章 悪臭

●法令の背景

悪臭問題は、高度経済成長期における都市化と工業化の進展に伴い、住民の日常生活に身近な公害として全国的に取り上げられるようになった。そのため、工場・事業場から発生する悪臭について必要な規制を行い、国民の健康の保護に資することを目的として、1971年に「悪臭防止法」が制定された。1994年までは、悪臭の原因になる物質（特定悪臭物質）の濃度を規制する方法である物質濃度規制のみが悪臭の強さの規制として定められていたが、悪臭苦情の形態の多様化に対応するため、1995年に物質や臭いの種類に関係なく、人が感じる臭いの強さを数値化する臭気指数規制が導入された。

●一宮市の悪臭規制の状況

特定悪臭物質の濃度基準が中心だったが、複数の物質が混合する「複合臭」や、規定外のにおい物質による苦情の増加を受け、愛知県では2006年度から臭気指数規制を導入し、その動きを受け、一宮市でも2013年から同制度を導入している。

一宮市の状況

一宮市では、悪臭関係工場等への定期的な立入調査及び臭気測定を実施している。

この章では、以下の2項目に分類して記述する。

I 悪臭関係工場等届出状況(表9)

II 立入状況

1 届出の状況

県条例では、特に強い悪臭が発生すると考えられる業種の事業者に対し、生産量や原料など、前年度の操業実績を市に届出するよう義務付けている。

前年度の操業実績の届出状況（業種別）は表 9 のとおりである。

表 9 悪臭関係工場等届出状況(2025年3月31日現在)

悪臭関係工場	件数	前年度比較増減
計	16	-1
豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満を除く。)	1	-1
牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満を除く。)	1	0
鶏を3,000羽以上飼育するもの	2	0
飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)	4	0
ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)	1	0
し尿処理場	1	0
ごみ処理場	4	0
終末処理場	2	0

2 立入検査実施状況

2024年度は15事業場において立入検査を実施し、そのうち臭気測定を1事業場で実施した。測定結果は規制基準以内であった。

第 10 章

ダイオキシン類

第 10 章 ダイオキシン類

●法令の背景

ダイオキシン類は人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、その環境汚染の防止・除去、国民の健康保護を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が 2000 年 1 月に施行された。特措法では、ダイオキシン類を発生する施設を「特定施設」とし、特定施設からの排出ガスや排出水について基準が設定されている。特定施設の設置者は、ダイオキシン類の測定と報告が義務付けられている。その他、環境関係では、大気、水質・底質、土壌について環境基準が設定されている。

●ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品類の合成の際に、意図しない副生成物として発生する。自然界で分解しにくく、生物の体内に蓄積されやすいという特徴がある。摂取による急性毒性は低いが、長期的かつ継続的にダイオキシン類を摂取し続けると、慢性的な健康被害や生態系への影響を受ける。

長期的かつ継続的なダイオキシン類の監視をするため、特定施設設置者による測定結果や、一宮市による環境測定結果を公表することとなっている。

一宮市の状況

一宮市では、2021 年 4 月からダイオキシン類に係る事務を行っている。

この章では、その内容について、次に示す 2 項目に分類して、記載する。

I 特措法に基づく届出・報告状況（表 10-1～表 10-4）

II ダイオキシン類の環境測定結果（表 10-5）

1 特措法に基づく届出・報告状況

対象となる事業場と施設の数 は表 10-1 のとおりである。

表 10-1 対象施設状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

施設名		事業場数	施設数
大気	5. 廃棄物焼却炉	1	3
水質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	1

また、特措法では、ダイオキシン類を発生し、環境中へ排出する特定施設設置者に対し、ダイオキシン類濃度の測定結果の報告を義務付けている。特定施設設置者による排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果は、それぞれ表 10-2、表 10-3 及び表 10-4 のとおりであり、すべての施設で排出基準等に適合した。

表 10-2 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

工場・事業場名称	所在地	施設の種類	採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準※ (ng-TEQ/m ³)
一宮市環境センター	奥町字六丁山 52 番地	廃棄物焼却炉			
		1 号焼却炉	2024. 7. 25	0. 00020	1 以下
		2 号焼却炉	2024. 7. 16	0. 00024	1 以下
		3 号焼却炉	2024. 8. 19	0. 0063	1 以下
一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田 10 番地	廃棄物焼却炉	2024. 8. 2	0. 00014	5 以下
			2025. 1. 20	0. 0000045	

※ 排出基準値の違いは、施設の焼却能力及び設置年月日による。

表 10-3 排出水中のダイオキシン類測定結果

工場・事業場名称	施設の種類	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/L)	排出基準 (ng-TEQ/ L)
一宮市西部浄化センター	・ 廃ガス洗浄施設	2024. 8. 2	0.00070	10 以下
	・ 下水道終末処理施設	2025. 1. 20	0.00072	

表 10-4 ばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果

工場・事業場名称	施設の種類	ばいじん		燃え殻		処理基準 (ng-TEQ/g)
		採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
一宮市環境センター	廃棄物焼却炉					
	1号焼却炉	2024. 7. 16	0. 25	2024. 7. 25	0	3 以下
	2号焼却炉			2024. 7. 16	0	3 以下
	3号焼却炉			2024. 8. 19	0	3 以下
一宮市西部浄化センター	廃棄物焼却炉	2024. 7. 29	0	2024. 8. 2	0	3 以下
		2025. 1. 20	0	2025. 1. 20	0	

2 ダイオキシン類の環境測定結果

大気、水質（底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、環境測定を行った。環境測定の結果は、それぞれ表 10-5 のとおりであり、すべて環境基準に適合した。

表 10-5 ダイオキシン類測定結果

測定対象		測定場所	測定年月日	測定結果	環境基準
大気（pg-TEQ/m ³ ）		松降通大気測定局	2024. 5. 16 ～ 5. 23	0.019 (平均値)	0.6 以下
			2024. 7. 17 ～ 7. 24		
			2024. 10. 10 ～ 10. 17		
			2025. 1. 15 ～ 1. 22		
公共用水域	水質（pg-TEQ/L）	日光川 北今橋	2024. 9. 5	0.64 (平均値)	1 以下
			2025. 1. 15		
	底質（pg-TEQ/g）		2024. 9. 5	0.89	150 以下
地下水（pg-TEQ/L）		一宮市環境センター	2024. 8. 8	0.026	1 以下
土壌（pg-TEQ/g）		奥町公園	2024. 9. 5	0.016	1,000 以下

※ 表 10-2 から 10-5 に示される単位について、pg は 1 兆分の 1g、ng は 10 億分の 1g である。

第 11 章

公害防止管理者等

第11章 公害防止管理者等

●法令の背景

高度経済成長に伴い悪化した公害問題に対応するため、1970年にいわゆる「公害国会」が開かれ、公害対策基本法を始めとした多くの法律が改正・制定された。一方で、多くの工場では、強化された規制基準を遵守するために必要な公害防止体制が整備されていないという実情があった。そのため、1971年6月に、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の設置を義務付ける、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定された。また、法を補完する目的で、県条例では公害防止担当者制度が設けられている。

●組織

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

公害防止統括者	・・・ 従業員数21人以上の特定工場で選任の義務がある。工場の公害防止に関する業務を統括・管理（工場長を想定、資格は不要）
公害防止主任管理者	・・・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮（部長・課長を想定、資格が必要）
公害防止管理者	・・・ 公害発生施設の点検、原材料等の検査等を実施（施設の直接の責任者を想定、資格が必要）
上記の代理人	・・・ 上記の者がその職務を行うことができない場合に代わりにその職務を行う者

県条例

公害防止担当者	・・・ 公害発生施設又は公害防止施設の点検、原材料等の検査等を実施（施設の直接の責任者を想定、資格又は実務経験が必要）
---------	---

一宮市の状況

一宮市では、公害防止管理者等に関する届出の受理及び必要事業者に対する指導を行っている。この章では、公害防止管理者等が選任されている工場数を次に記載する。

公害防止管理者等の選任工場数

公害防止管理者等の選任工場数は表 11のとおりである。公害防止担当者の選任工場数は大気関係3件、水質関係5件であった。

表 11 公害防止管理者等が選任されている特定工場数(2025年3月31日現在)

区分		選任工場数 (統括者・管理者)	選任工場数 (代理者)
公害防止統括者		22	22
公害防止主任管理者		0	0
公害防止管理者	大気関係	8	5
	水質関係	3	2
	騒音・振動関係	10	7
	特定粉じん関係	0	0
	一般粉じん関係	0	0
	ダイオキシン類関係	0	0

第12章

化学物質管理

第12章 化学物質管理

●法令の背景

1990年代、ダイオキシン類や有機溶剤による環境汚染が社会問題となり、化学物質の排出実態を「見える化」する制度の必要性が高まった。住民の不安や知る権利の声に応える形で、国際的な動きに呼応し、1999年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）が制定された。そして、2001年に PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）が開始し、化学物質の工場からの排出量、移動量を事業者届け出させ、国が1年ごとに公表する仕組みを整えた。

さらに、県条例では、化学物質の製造量と使用量の合計（取扱量）についての届出、化学物質を適正に管理するために講ずる措置を記載した書類（特定化学物質等管理書）の作成・提出及び事故時の措置を義務付けている。愛知県は、化管法及び県条例に基づき届出・推計された愛知県内の化学物質の環境への排出量等を取りまとめ、毎年公表している。

化管法	（目的）事業者による化学物質の排出・移動量の把握と、それに基づく自主管理改善の促進。
化審法	（目的）新規化学物質の事前審査と、有害な化学物質の規制により、人の健康と環境の保全を図る。
化管法で事業者が排出する化学物質の量を把握・公開し、その情報を利用して化審法の化学物質のリスク評価に活用することもできるなど相互に連携しています。また、化審法が新規・既存の化学物質の「審査と規制」を行うのに対し、化管法はすでに流通している化学物質の「排出量を把握」し、管理の改善を促すという違いがあります。	

一宮市の状況

一宮市では、PRTR 制度による排出量及び県条例による取扱量の届出の受理を行っている。

この章では、以下の2項目について分類して記述する。

I 法及び県条例の対象事業所数（表 12-1）

II 届出状況（表 12-2、表 12-3）

化管法及び県条例の対象となる事業所の数は、表 12-1のとおりである。また、化管法に基づく届出の状況は表 12-2のとおりであり、県条例に基づく届出の状況は表 12-3のとおりである。

表 12-1 化管法及び県条例対象事業所(2025年3月31日現在)

業種	化管法 事業所数	県条例事業所数		
		従業員数		
		合計	20人以下	21人以上※
合 計	53	50	14	36
繊維工業	4	4	3	1
出版・印刷・同関連産業	1	1	1	0
石油製品・石炭製品製造業	1	1	1	0
プラスチック製品製造業	4	4	3	1
金属製品製造業	2	2	2	0
輸送用機械器具製造業	1	1	0	1
下水道業	2	1	0	1
燃料小売業	32	32	1	31
洗濯業	1	1	1	0
商品検査業	1	1	1	0
一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	2	0	0	0
医療業	1	1	0	1
食料品製造業	1	1	1	0

表 12-2 化管法による届出の状況

項目	件数
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	47
変更届出書	13
過年度新規届出書	0
取下げ願	0
電子情報処理組織使用届出書	3
電子情報処理組織変更届出書	18

表 12-3 県条例に基づく届出の状況

項目	件数
特定化学物質取扱量届出書	50
特定化学物質等管理書作成提出書※	2
特定化学物質等管理書変更提出書※	8
特定事業所の事故時の措置に関する届出書	0

※ 表12-1に示す、従業員数が21人以上の事業所を有する事業者を対象とする。

※ 管理書の作成及び提出並びに事故時の措置に関する届出の対象事業所である。

第13章

専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

第13章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

●定義

専用水道 : 自己水源で、101人以上の者に生活用水を供給するもの又は一日最大給水量が20 m³を超えるもの

貯水槽水道 : 水道水のみを水源とし、受水槽や高置水槽などに貯めて給水するもの

簡易専用水道 : 貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10 m³を超えるもの

小規模貯水槽水道 : 貯水槽水道のうち、簡易専用水道以外のもの

飲用井戸 : 水道法の適用を受けず、井戸水等によって飲料水を供給するもの

一宮市の状況

専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の設置等及び立入の状況を、表 13に示す。専用水道設置施設は、自己水源を用い、規模が大きいことから、衛生管理状況の確認のため、年に一度、すべての施設に立入調査をしている。2024年度に1件廃止があり、定期立入を11件、廃止施設確認のための立入を1件実施した。また、貯水槽水道及び飲用井戸施設には、使用者等から異常の相談があった時に、現地状況を確認し、衛生指導を実施している。2024年度は飲用井戸施設で1件水質異常に関する相談があり、立入調査を実施した。

表 13 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の件数・立入状況

種類	件数	前年度比較増減	立入調査件数	指導件数
専用水道	11	-1	12	0
貯水槽水道	1,320	41	0	0
簡易専用水道	362	5	0	0
小規模貯水槽水道	958	36	0	0
飲用井戸	425	4	1	1

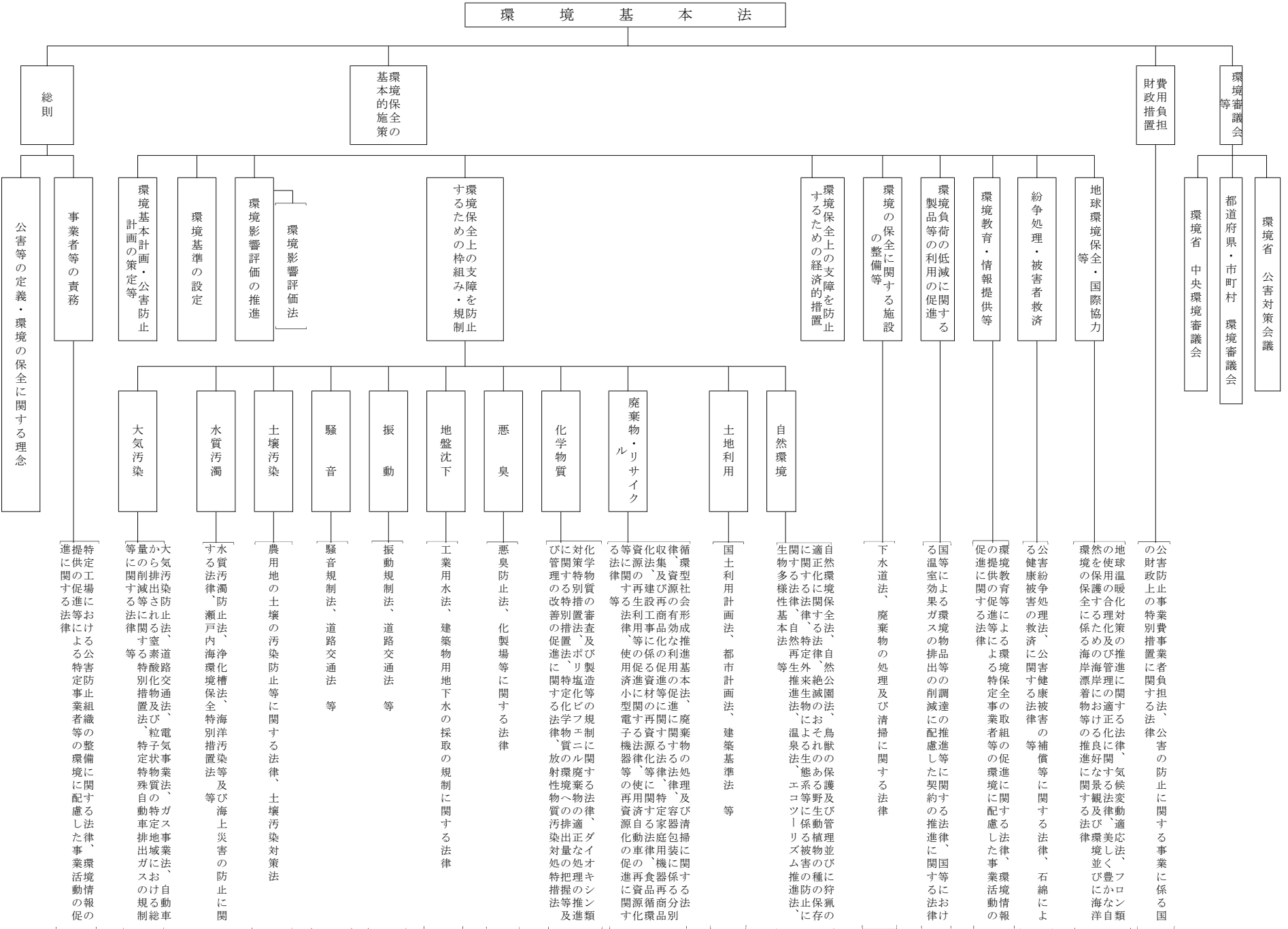
第 2 部

資料

第 1 章

環境法の体系

環境法の体系



第2章

一宮市の条例など

一宮市環境基本条例

平成16年3月24日

条 例 第 19 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条－第21条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第22条・第23条）

第4章 一宮市環境審議会（第24条－第29条）

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曽川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに一宮市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。

(4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図

ること。

(4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画の推進)

第9条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

る。

（環境の保全等に資する施設の整備等）

第11条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

（エネルギーの有効利用等の促進）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）

第14条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

（環境の保全等に関する教育及び学習の推進）

第15条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の支援）

第16条 前条に定めるもののほか、市は、市民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

る。

（調査及び研究の実施等）

第18条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第19条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第20条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第21条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

（地球環境保全に資する施策の推進）

第22条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第23条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 一宮市環境審議会

（一宮市環境審議会の設置）

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

(4) 事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する事項)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例（平成14年一宮市条例第26号）」に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。
- 3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則（平成18年9月29日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例（以下「新条例」という。）第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残忍期間と同一の期間とする。

付 則（平成22年3月26日条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

付 則（令和2年12月21日条例第79号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市公害対策協議会設置規程

昭和 45 年 9 月 28 日
規 程 第 9 号

(目的)

第1条 市民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、その対策を協議するため、一宮市公害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、公害防止及びその対策に関して前条の目的達成のために次の事項を協議する。

- (1) 公害防止の対策、指導に関すること。
- (2) 公害防止の調査、研究に関すること。
- (3) 公害防止の思想の高揚に関すること。
- (4) その他公害に関して必要と認めたこと。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係業界の代表者
- (3) 優れた識見を有する者
- (4) 関係官公署の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、副市長をもってあてる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長は、公害に関する専門の事項を調査協議するため、必要があるときは協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指定する委員をもって組織する。
- 3 部会には、前項の委員のほか、必要に応じて専門知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第8条 協議会の事務は、環境部環境保全課において処理する。

(運営その他必要事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に基づく公害に関する委員会または附属機関を設立するときには効力を失なう。

付 則（昭和45年11月9日規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 48 年 9 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 27 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 28 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 10 月 22 日訓令第 7 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 2 年 10 月 22 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に改正前の第 3 条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第 1 号に該当するもの（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日とする。

3 この訓令の施行の際、現に改正前の第 3 条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するものは、この訓令の施行の日をもって解任されたものとみなす。

4 改正後の第 3 条の規定により新たに委員に委嘱される者のうち、同条第 2 号から第 5 号までの規定に該当するもの（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日とする。

一宮市公害対策会議要綱

(設 置)

第 1 条 公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、その対策を樹立し、もって公害処理の円滑な推進を図るため、一宮市公害対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の実施について協議する。

- (1) 公害の発生防止対策に関すること。
- (2) 公害対策に関する連絡調整及びその推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公害対策に関し必要なこと。

(組 織)

第 3 条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には副市長、副会長には環境部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(幹 事)

第 4 条 会議に幹事を置き、第 2 条に規定する事務の予備的調査研究及び資料の収集を行う。

- 2 幹事には、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

(招 集)

第 5 条 会議及び幹事の招集は、必要に応じて随時会長が行う。

- 2 会長は、必要に応じて、別表第 2 の幹事以外の者を招集することができる。

(庶 務)

第 6 条 会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

財務部長 保健所長 活力創造部長 まちづくり部長 建築部長 建設部長 教育部長 上下水道部長
--

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

保健総務課長	保健予防課長	廃棄物対策課長	施設管理課長	産業振興課長	農業振興課長	都市計画課長
公園緑地課長	建築指導課長	維持課長	教育部総務課長	計画調整課長	施設保全課長	

一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例

令和 2 年 12 月 21 日

条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等の除去について必要な事項を定めることにより、空き地の不良状態を解消し、市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 現に人が使用していない土地又は人が使用していない土地と同等の状態にある土地で、現に工作物その他の物件が設置されていないもの又はその部分をいう。ただし、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 1 項に規定する農地及びこれに類するものを除く。
- (2) 雑草等 雑草及びこれに類する竹木をいう。
- (3) 不良状態 雑草等が繁茂することにより、害虫の発生源、ごみ等の不法投棄の誘発、又は犯罪発生の遠因その他生活環境に支障がある状態をいう。ただし、雑草等が隣地との境界線を越えることによるものを除く。
- (4) 所有者等 空き地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、常にその所有し、占有し、又は管理する空き地の適正な管理に努め、当該空き地の不良状態の解消に努めなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する啓発に努めるものとする。

(立入調査)

第 5 条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、所有者等に対し、その所有し、占有し、又は管理する空き地

における雑草等の状況、不良状態の解消方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該空き地に立ち入り、雑草等の状況若しくは不良状態の解消状況を確認させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び助言)

第 6 条 市長は、不良状態にある空き地の所有者等に対し、この条例の目的達成に必要な限度において、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第 7 条 市長は、前条に規定する指導を受けた者が指導に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 8 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく、当該勧告を履行しないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 9 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第3章

環境基準・規制基準など

大気汚染の防止に関する達成目標値

ばい煙発生施設の K 値による規制

$q = K \times 10^{-3} H_e^2$ により算出した量

q とは、硫黄酸化物の量 (m³/時)

K とは、法施行規則第 3 条及び県条例施行規則第 9 条で定められた値 (一宮市では 9.0)

H_e とは、補正された排出口の高さ (m)

$H_e = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$

$$H_m = \frac{0.795 (Q \cdot V)^{1/2}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = 1 / (Q \cdot V)^{1/2} \{ 1460 - 296 \times V / (T - 288) \} + 1$$

H₀ とは、排出口の実高さ (m)

Q とは、15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V とは、排出ガスの排出速度 (m/秒)

T とは、排出ガスの温度 (絶対温度)

水質汚濁の基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等に関する類型

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL 以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100 mL 以下
C	水産3級、業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100 mL 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100 mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 水生生物の保全に係る類型

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

※表 5-4 (p. 37) 中のノニルフェノールの単位は、 $\mu\text{g/L}$ で示している。 $1\ \mu\text{g/L} = 0.001\ \text{mg/L}$ となる。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下

項目	基準値
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	

環境省令で定める一律排水基準

健 康 項 目

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L（注）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備 考	
「検出されないこと」とは、規定の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

（注）アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

生活環境項目

生 活 環 境 項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)

燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
備 考 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 - この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 - 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 - 窒素含有量、燐含有量についての排出基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

土壌汚染の基準

環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。

項 目	環 境 上 の 条 件
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

指定基準 (1/2)

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	-
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	-
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。	-
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。	-
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。	-
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	-
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。	-
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	-
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	-
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	-
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	-
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	-
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003 mg 以下であること。	土壌 1 kg につきカドミウム 45 mg 以下であること。

指定基準 (2/2)

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05 mg 以下であること。	土壌 1kg につき六価クロム 250 mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアン 50 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1kg につき水銀 15 mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01 mg 以下であること。	土壌 1kg につきセレン 150 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01 mg 以下であること。	土壌 1kg につき鉛 150 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01 mg 以下であること。	土壌 1kg につき砒素 150 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8 mg 以下であること。	土壌 1kg につきふっ素 4000 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1 mg 以下であること。	土壌 1kg につきほう素 4000 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。	-
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。	-
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	-
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	-
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	-

騒音・振動の基準

環境基準・要請限度（自動車騒音・道路交通振動）

自動車騒音

1 環境基準

地域の類型		時間の区分	昼 間	夜 間
			6 : 00 ～ 22 : 00	22 : 00 ～ 翌 6 : 00
1	AA		50 dB 以下	40 dB 以下
2	A 及び B		55 dB 以下	45 dB 以下
3	C		60 dB 以下	50 dB 以下

備考 地域の区分

AA 地域 該当なし

A 地域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

C 地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
			6 : 00 ～ 22 : 00	22 : 00 ～ 翌 6 : 00
1	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 dB 以下	55 dB 以下
2	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 dB 以下	60 dB 以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6 : 00 ～ 22 : 00）	夜間（22 : 00 ～ 翌 6 : 00）
70 dB 以下	65 dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下）によることができる。	

(1) 測定方法等

1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

ア 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

イ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

ウ 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

エ 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。

オ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

(2) 評価方法等

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

ア 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

イ 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値

を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

2 要請限度

区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
			6 : 00 ~ 22 : 00	22 : 00 ~ 翌 6 : 00
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線以上の車線を有する道路に面する区域		65 dB	55 dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 dB	65 dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 dB	70 dB

備考 区域の区分

第 a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

昼間（6 : 00 ~ 22 : 00）	夜間（22 : 00 ~ 翌 6 : 00）
75 dB	70 dB

注 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上市町村道をいう

注 2 近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。

(1) 測定方法等

ア 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

イ 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離において住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

ウ 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。

エ 騒音の評価手法は、等価騒音（LAeq）レベルによるものとする。

オ 騒音の測定方法は、原則として、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。

カ 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。

キ 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

道路交通振動

1 要請限度

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		7 : 00 ~ 20 : 00	20 : 00 ~ 翌 7:00
1	第 1 種 区 域	65 dB	60 dB
2	第 2 種 区 域	70 dB	65 dB

備考 区域の区分

第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(1) 測定方法等

ア 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

イ 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

ウ 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

エ 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(ア) 振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

- a 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- b 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- c 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(イ) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で、当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 dB 未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	3 dB	4 dB	5 dB	6 dB	7 dB	8 dB	9 dB
補正値	3 dB	2 dB		1 dB			

オ 振動レベルは、5 秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

環境基準（一般騒音）

地域の区分及び類型		道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特例
		AA	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	幹線交通を担う道路に近接する空間
基準値	昼間	50 dB以下	55 dB以下	55 dB以下	60 dB以下	60 dB以下	65 dB以下	70 dB以下 * 45 dB以下
	夜間	40 dB以下	45 dB以下	45 dB以下	50 dB以下	55 dB以下	60 dB以下	65 dB以下 * 40 dB以下
該当地域		該当なし	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域			
達成期間		環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。						

備考	1 地域の類型
	AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
	2 時間の区分
	昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
	3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）
	4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。
	5 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

〔新たな環境基準について〕

- 平成10年9月に騒音に係る新たな環境基準が環境庁から告示され、平成11年4月に施行された。新たな環境基準の主なポイントは次のとおりである。
- ① 騒音の評価手法が、これまでの騒音レベルの中央値（L50）から、等価騒音レベル（LAeq）に変更された。
等価騒音レベル（LAeq）は変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値のことで、住民反応との対応が良好で、国際的にも広く採用されている。
 - ② 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うこととされた。
 - ・道路に面する地域以外の地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価
 - ・道路に面する地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価
 - ③ 道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として別に基準値が定められるとともに、屋内へ透過する騒音に係る基準値が示された。

環境基準（航空機騒音）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定する。Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

1 県営名古屋空港・岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該 当 地 域	
Ⅰ	57 dB 以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	1 県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方 5 km、西方 4 km の点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18 km の点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。 2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）の位置を示す標点（北緯 35 度 23 分 28 秒、東経 136 度 52 分 21 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方 6 km、北方 1 km の点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ 13 km の点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ 5 km の点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。
Ⅱ	62 dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該当地域
I	57 dB 以下	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。 ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

達成期間

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	
既 設 飛 行 場	第 3 種空港及びこれに準ずるもの			
	第 2 種空港 (福岡空港は除く。)	A	5 年以内	5 年以内に 70 dB 未満とすること又は 70 dB 以上の地域において屋内で 50 dB 以下とすること。
		B 名古屋空港はここに該当	10 年以内	
	成田国際空港			
	第 1 種空港 (成田国際空港を除く。) 及び福岡空港		10 年を超える 期 間 内 に 可 及 的 速 や かに	1. 5 年以内に 70 dB 未満とすること又は 70 dB 以上の地域において屋内で 50 dB 以下とすること。 2. 10 年以内に 62 dB 未満とすること又は 62 dB 以上の地域において屋内で 47 dB 以下とすること。

備 考

1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

環境基準（新幹線鉄道騒音）

1 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値
I	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
II	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	75dB 以下

2 基準値の測定・評価方法

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

工場・事業場の規制基準

時 間 区 分 地 域 区 分	騒音の規制基準			振動の規制基準	
	昼 間 8 : 00 ~ 19 : 00	朝 ・ 夕 6 : 00 ~ 8 : 00 19 : 00 ~ 22 : 00	夜 間 22 : 00 ~ 翌6 : 00	昼 間 7 : 00 ~ 20 : 00	夜 間 20 : 00 ~ 翌7 : 00
第1種低層住居専用地域	dB	dB	dB	dB	dB
第2種低層住居専用地域	45	40	40	60	55
第1種中高層住居専用地域					
第2種中高層住居専用地域					
第1種住居地域					
第2種住居地域	50	45	40	65	55
準住居地域					
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50	65	60
近隣商業地域					
商業地域	65	60	50	65	60
準工業地域					
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

I 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域及び工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50 mの範囲内の基準は上の表の値から5 dBを減じた値とする。

II 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する工業地域及び工業専用地域の境界線から内側50 m範囲内の基準は上の表の値から5 dBを減じた値とする。

特定建設作業		騒音	振動
		1. くい打機等を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント等を設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 鉄筋コンクリート造等の建造物を解体・破壊する作業 10. コンクリートミキサー等を用いる作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. ブルドーザー・バックホウ等を用いる作業 13. ロードローラー等を用いる作業	1. くい打機等を使用する作業 2. 鋼球を使用して構築物等を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 4. ブレーカーを使用する作業
規制の種類	地域の区分		
基準値	①②③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
＊1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲80 mの区域

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

地盤沈下（地下水揚水）の基準

県民の生活環境の保全等に関する条例		
経過		1974年9月30日 揚水規制
		1976年4月1日 区域拡大
規制地域 (工業用水法の 指定地域を除く)		第1規制区域 (稲沢市以南) 第2規制区域 (一宮市等) 第3規制区域 (春日井市等)
規制内容	適用業種	一般家庭を除く全用途
	揚水設備の 許可基準	ストレーナーの位置 . . . 10 m以浅であること 吐出口の断面積 . . . 19 cm ² 以下であること 原動機の定格出力 . . . 2.2 kw以下であること 一日の総揚水量 . . . 350 m ³ 以下であること
	既設の経過措置	みなし許可。ただし一日あたり350 m ³ をこえるもので工業用、建築物用、温泉用、鉱業用、工業用水道事業用は、第1規制区域では1976年1月1日以後、第2規制区域では1977年4月1日以後総揚水量を20%削減
その他		吐出口の断面積19 cm ² をこえるものは、水量測定機器設置、揚水量報告義務

工業用水法（昭和31年法律第146号）		
経過		1984年7月5日 地域指定
規制地域		名古屋市の一部及び尾張西部11市町村 (一宮市を含む)
規制内容	適用業種	工業用途
	井戸の許可基準	ストレーナーの位置 . . . 10 m以浅又は2,000 m以深であること 吐出口の断面積 . . . 19 cm ² 以下であること

悪臭の基準

規制基準（臭気指数）	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
1 号基準（敷地境界線上の規制基準）	12	15	18
2 号基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出		
3 号基準（排出水の規制基準）	28	31	34

備考 地域の区分

第 1 種地域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域

第 2 種地域 準工業地域

第 3 種地域 工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものであり、具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値である。

臭気指数＝10×Log(臭気濃度)

公害防止管理者を選任しなければならない特定工場

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場

1 騒音関係

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- （1）機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- （2）鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

2 振動関係

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- （1）液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のものに限る。）
- （2）機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- （3）鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

3 水 質 関 係

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の規定による特定施設のうち汚水等排出施設（汚水又は廃液を排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

水質関係第 1 種	水質関係有害物質発生施設（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第1）で、排出水量が10,000m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係第 2 種	水質関係有害物質発生施設（施行令別表第1）で、排出水量が10,000m ³ /日未満の工場、又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの
水質関係第 3 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 10,000 m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係第 4 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 1,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満の工場に設置されるもの

4 一般粉じん関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 8 項に規定する「一般粉じん発生施設」が設置されている工場

5 特定粉じん関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 8 項に規定する「特定粉じん発生施設」が設置されている工場

6 大 気 関 係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定による特定施設のうちばい煙発生施設（ばい煙を発生、及び排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

大気関係第 1 種	大気関係有害物質発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項、14～26 の項）で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 以上の工場に設置されるもの
大気関係第 2 種	大気関係有害物質発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項、14～26 の項）で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 未満の工場に設置されるもの
大気関係第 3 種	大気関係有害物質発生施設以外のばい煙等排出施設で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 以上の工場に設置されるもの
大気関係第 4 種	大気関係有害物質発生施設以外のばい煙等排出施設で、排出ガス量が 10,000 m ³ /h 以上 40,000 m ³ /h 未満の工場に設置されるもの

7 ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 500 号）第 2 条 1 項に規定する「ダイオキシン類発生施設」が設置されている工場

第 4 章

用語集

用 語 集

アルキル水銀（R－Hg）
メチル水銀、エチル水銀等アルキル基の炭素に結合した有機水銀の総称で、毒性が高い。
硫黄酸化物（SO_x）
二酸化硫黄や三酸化硫黄などの硫黄と酸素の化合物の総称。硫黄分を含む石炭や石油といった燃料が燃えた際に生じる。硫黄酸化物が水に溶けると発生する亜硫酸ガスは、大気汚染の主な原因になっている。
一酸化炭素（CO）
有機物が不完全燃焼した際に発生する炭素の酸化物。自動車の排気ガスなどから排出され、交通量の多い道路や交差点近くで高濃度になりやすい。酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすいため、人が吸うと体内の酸素運搬作用を阻害し、中毒を起こす。
一般環境大気測定局
工場・事業場や自動車等の発生源の影響を直接受けない住宅地等の一般的な生活空間において、大気汚染の状況を常時監視するための測定局。
化学的酸素要求量（COD） Chemical Oxygen Demand
水中の汚れが、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤によって酸化される時に必要な酸素の量。これが高いほど酸化に多くの酸素が必要で水が汚れていることになる。
環境基準
環境基本法で定められた行政上の政策目標であり、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、最終的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標にするか定めたものである。
規制基準
公害を防止するため事業者が守るべき基準。

揮発性有機化合物（VOC） Volatile Organic Compounds
蒸発しやすく、大気中で気体になる化学物質の総称。塗料や接着剤の溶剤、金属や機械の洗浄などさまざまな分野で使われている。主なものだけでも200種類以上あり、人体にとって有害なものもあるため、一部は有害物質として法律で指定されている。
光化学オキシダント（Ox）
自動車の排気ガスや工場の煙に含まれる窒素酸化物・揮発性有機化合物が、太陽の紫外線の作用によって化学反応を起こすと発生する物質の総称。
光化学スモッグ
光化学オキシダントによって、白いモヤのようなものが生じた状態を光化学スモッグと言う。4月から10月にかけて、気温が高くなり、日差しが強く、風が弱い日に発生しやすいと言われ、目や呼吸器の粘膜を刺激してクシャミや涙を誘発する。
公害
環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定められている。
シアン化合物
シアン化水素とその塩類の総称をシアン化合物という。猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、時には突然意識不明になることもある。
自動車排出ガス測定局
自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染の状況を常時監視するための測定局。
重金属
比重が4以上の金属で、一般的に鉄以上に重い。亜鉛のように人体に必要なものもあるが、カドミウムなど有害なものもある。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法で有害物質に指定されている重金属もある。

水素イオン濃度（pH）
液体の酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7が中性、それより低いものを酸性、高いものをアルカリ性という。水質汚濁防止法の排水基準では、海に流す場合は5.0から9.0、それ以外は5.8から8.6の間にするよう定められている。
生物化学的酸素要求量（BOD） Biochemical Oxygen Demand
水中の汚れ（有機物）が微生物によって分解される時に消費される酸素の量。これが高いほど、汚れを分解するのに多くの酸素が必要で水が汚れていることになる。
総量規制
大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、地域全体で排出される汚染物質の総量を制限する規制方式。一宮市では水質汚濁防止法で適用されている。
ダイオキシン類
特定の物質のことではなく、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の三つをまとめた有機塩素化合物の総称を言う。分解されにくいいため、川底や土壌に留まりやすい。ヒトに対する発がん性があり、耐容一日摂取量（TDI）（人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量）は4 pg-TEQ/kg体重/日であると定められている。
大腸菌
人や動物の腸管内に常在しており、ふん便由来でない細菌も含む大腸菌群と比べてふん便汚染の指標として使われる。2025年4月1日から、水質汚濁防止法の排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に見直された。
大腸菌群
人や動物のふん便中に多数存在する大腸菌のほかに、大腸菌に分類されていない菌で、自然界に広く存在するふん便由来でない多くの菌を含んでおり、衛生管理のための汚染指標として使われる。
窒素酸化物（NOx）
窒素と酸素の化合物の総称で、化学式からノックスと言うこともある。一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）は大気汚染の原因になり、石炭や石油などの燃料を燃やす際に発生する。

土壌含有量基準
土壌に含まれる特定有害物質を、口から直接摂取した場合の健康へのリスクを想定した基準。
土壌溶出量基準
土壌に含まれる特定有害物質が地下水に溶け出し、その地下水を飲んだ場合の健康へのリスクを想定した基準。
砒素（As）
自然界に広く分布しているが、化合物もすべて有害である。皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。
非メタン炭化水素（NMHC） Non-Methane Hydrocarbons
非メタン炭化水素とは、炭化水素から光化学反応性が無視できるメタンを除外したものであり、有機溶剤を使用する工場、事業場や石油類のタンク等固定発生源から、また自動車等の移動発生源からも排出される。固定発生源対策として、非メタン炭化水素の現況濃度の測定体制の充実に努めるとともに、規制手法、発生源の測定方法等の検討が進められている。移動発生源対策として、乗用車、トラック、バス等から排出される炭化水素類に対しては、排気管から発生される炭化水素の規制が実施され、また軽油を燃料とするディーゼル車についても規制が実施されている。
微小粒子状物質（PM_{2.5}） Particulate Matter
浮遊粒子状物質のうち、その大きさが2.5μm以下のもの。人が吸った場合、下気道（咽頭から肺まで）に沈着する割合が多くなり、マクロファージや上皮細胞によって排除されるまでの間非常に長く呼吸器系に滞留することから健康に密接な影響を与えると考えられる。
フェノール類
高濃度では有害で、毒物および劇物に指定されている。合成樹脂、界面活性剤などの原料として大量に使用されている。
浮遊物質（SS） Suspended Solids
プランクトンの死骸や粘土の粒など水中を漂うさまざまな物質のうち、直径2mm以下の粒子状の物質のこと。水の透明度が下がる原因になるほか、藻などの光合成や魚のえら呼吸を妨げるため、排水基準が設けられている。

浮遊粒子状物質（S P M） Suspended Particulate Matter

大気中を浮遊する粒子（小さな物体のこと）のうち、大きさが $10\mu\text{m}$ 以下のもの。土壌の舞い上がりや火山の噴煙、海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子など自然由来のものと、自動車の排気ガスや工場から排出されるばいじんなどの人為由来のものがある。その他にも、燃焼等に伴い排出された硫黄酸化物（ SO_x ）や窒素酸化物（ NO_x ）、炭化水素などのガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化した二次粒子、煙突から排出された高温のガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがある。黄砂など大陸からの風に乗って流入するものもある。一般的に粒径 $10\mu\text{m}$ 以上の粒子は、大部分が鼻の粘膜に吸着されるため呼吸により肺まで達することはないが、それより小さい粒子は気管に入りやすいと言われている。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S） PerFluoroOctaneSulfonic acid

ペルフルオロオクタン酸（P F O A） PerFluoroOctanoic acid

共に有機フッ素化合物の一つで、撥水・撥油性、熱的・化学的安定性が高く、泡消火薬剤、半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など幅広い用途で使用されてきた。P F O S、P F O Aは環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘され、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」に基づき廃絶等の対象とされた。日本においても「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により製造・使用等を原則禁止している。（P F O Sは2010年、P F O Aは2021年）

現在、河川の要監視項目としての指針値がP F O S、P F O A合算値で1 Lあたり50 ng以下、水道水の管理目標設定項目としての暫定目標値も同じ値に設定されている。2026年4月1日から、水道法の水質基準項目に格上げされることになっている。

ポリ塩化ビフェニル（P C B） Poly Chlorinated Biphenyl

有機塩素化合物の一種で、ビフェニルという物質に含まれる水素が塩素に置き換わったものの総称。化学的に安定しており耐熱性や絶縁性に優れているため、コンデンサー等の絶縁油や感圧複写紙などに広く使用されてきた。人体への害が確認されたため、昭和48年頃までに多くが回収され使用も中止された。

溶存酸素（D O） Dissolved Oxygen

水中に溶けている酸素の量をあらわす。酸素の溶解量は水温、気圧、塩分などに影響され、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。溶存酸素量が3 mg/Lを下回ると魚は生息できないといわれている。

いちのみやの環境 2025年版（2024年度実績）

2025年10月発行

発行：一宮市

編集：環境部環境保全課

愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場

Tel 0586 (45) 7185 〒491-0201

Mail kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp
